

参考資料1-2 地域コミュニティに関するアンケート結果分析

平成20年10月に答申に関連したアンケートを、自治会、NPOなど市民活動団体、地区社会福祉協議会、消防団その他合計302団体に依頼し、186団体から回答を得た。このアンケート結果から地域コミュニティの現状を再確認する。

1. まず、自治会に着目し、答申の新しいコミュニティの担い手として可能か、又、地域まちづくり協議会への反応を検討する。

(1) 地域で少子高齢化・安心安全などの環境変化に適切に対応し課題解決の活動を行っていると呼ぶのは、36%にとどまっている。

(2) 地域のコミュニティ活性化の必要性については、22%が緊急の課題(NPOなどよりは低い)、64%が将来的には必要と回答、いずれにせよ活性化の必要性は認めている。

(3) 地域で優先的に取り組むべき課題としては、高齢者への支援、環境維持・改善活動、防犯活動、交流・親睦、防災活動、緊急事態発生時の救助・救援活動をあげている。地域全体のまちづくり計画の作成は順位は高くない。

(4) 「地域まちづくり協議会」については、40%程度(50%にはいかない)が必要としているが、その約43%が詳しい説明を求めており、同程度の割合で、束ねる人材・役員の確保に不安があるとしている。期待する役割としては、ふれあい・親睦・交流を深める事業の実施が一番多く、自治会など諸団体の活動支援、地域情報の発信、伝達、共有が続く。答申の主題の問題解決型コミュニティ組織としての役割の期待は低い。

自由意見としては、①深刻な問題、重要問題が常時発生するか疑問とか、②しっかりとした自治会にはまったく必要ない、③小学校区は広すぎる、④学校区と地域コミュニティは必ずしも一致しない、⑤複雑化するのでは、⑥総花的になるのでは、⑦協議会の目的、課題、運営方針など基本事項が不明確などが、あがった。

いずれにせよ、答申の趣旨が良く理解されていないと考えられる。しっかりした自治会にも必要であることを説明できなければいけない。→ 啓蒙・一定の合意形成活動が重要である。

協議会の前段階として、各地区の自治会活動の平均化、不十分な自治会に対する行政の指導をとの意見もあった。答申では、構成団体(特に自治会)の活性化も重要な課題としているが、地域協議会立ち上げの前準備段階とはせず、同時並行的な取り組みになっている。

行政が自治会に依存したり、肩代わりを求めているのではないかとの意見もあった。

(5) 抱えている問題点としては

	回答率	順位
① リーダー、役員のなり手がいない	66%	1
② リーダーなどの人材がいない、育たない	17%	9
③ 高齢化が進み、活動力が低下している	60%	2
④ 若者や仕事を持つ人が参加しにくい	37%	3
⑤ 活動への参加者が少ない(無関心層が多い)	35%	4
⑥ 活動の内容が慣例化、マンネリ化している	30%	5
⑦ 個人情報保護法の影響で援助活動などに支障がある	29%	6
⑧ 地域活動の重要性に対する地域住民など関係者の認識が低い	27%	7
⑨ 活動が義務的であり、自主性にかける	22%	8
⑩ 未加入者が増えている、会員が増えない	14%	10
⑪ 規模が小さくて活動範囲に限られる	14%	11
⑫ 活動資金が不足している	10%	12
⑬ 退会を希望する会員が増えてきた	6%	13
⑭ 協働で解決すべき課題がより大きな単位で解決できていない	4%	14

平成19年答申に記載の自治会の問題点と同じく、役員のなり手がいない、高齢化で活動力低下、行事参加者減少、無関心層の増大などが上がっている。答申の地域まちづくり協議会の趣旨につながる問題点(⑪、⑭)が多くなく、予想した小規模自治会からも少なく、余裕がなくそこまで手が回らないのか、身の丈にあった活動をしているのか、現時点では広域・大規模活動の必要性は高くないと思っているではないか？

自由意見の主なものは以下の通り、

* 各役員が順番制(任期1年)なので継続性のある長期な課題に取り組みにくい。

* 男性の自治会活動への参加がまったく無く会長決めにはくじ引き状態なので、総会で決められた事項も知らずに会長を引き受ける場合が発生する。総会の出席もほとんど女性ばかりなので重要な案件に対しても議論せず決定されることがある。

* 高齢化の波を受けており、自分勝手な行動する一方、他人を批判、問題が起これば役員にどうかしろと言ってくる割には、何の協力もしない、私は年寄りだからと逃げる、他の人は無関心、最低限の清掃とゴミ出しの件でさえ振り回されているのが現実。範囲を広げての活動は考えられません。自治会がないほうがいいのかと思っている毎日。

* 混住化の発展進行が進む当地区では、新住民や分譲マンションやワンルーム住宅が多く、情報は広報で充分で、自治会に加入しなくても独自の生活に支障はなく、人との接触を避ける人が多い。

* 「我が街」意識のレベルの低下は殆ど自然現象に近い。高齢化に伴う肉体的経済的余力の現象によって自分のことで精一杯、他からの干渉を受けず、よくよくの場所のサポートで十分という人が増えている。

(6) 地域コミュニティをさらに活発、活性化するための必要な具体策については	回答率	順位
① 地域に住む、関与する人々の参加意識の啓発(住民自治意識の向上)	31%	1
② 自治会など諸団体の交流、情報交換のネットワークづくり	24%	2
③ コミュニティ推進のための行政と市民との協議の仕組み	23%	3
④ 人材(地域活動リーダー)の育成	22%	4
⑤ 気軽に集まれる場の確保(身近な集会所の整備など)	22%	4
⑥ 行政の支援(活動財源の確保)	21%	6
⑦ 自治会、NPOなど市民活動団体の活性化	18%	7
⑧ 諸団体、個人が参加できる地域問題の協議の場(地域まちづくり協議会)	16%	8
⑨ 地域拠点の確保(公共施設の有効活用など)	14%	9
⑩ 地域への愛着や誇りを持つ人を増やす	14%	9
⑪ 市民への地域コミュニティ情報の提供、共有	12%	11
⑫ 行政からの人的支援(地域に向き合う専任職員の確保など)	9%	12
⑬ 地域コミュニティに向き合う行政、職員の意識改革	9%	12
⑭ 地域の問題解決能力の強化	8%	14
⑮ 市長の強力なリーダーシップと積極性	6%	15
⑯ 地域の将来計画を策定し総合計画に組み込む(重要課題として)	6%	15
⑰ 自主活動グループづくりへの支援	5%	17
⑱ 地域コミュニティを支援する組織(全市コミュニティ推進会議)	4%	18
⑲ 自主財源の確保	4%	18
⑳ 活性化のための基本的な方向付けを行い、共有する	4%	18
(21) 地域内分権(行政から地域への権限委譲による自己決定、責任の拡充)	1%	21

住民の意識改革がトップにきている。自治会と各種団体とのネットワークづくりが2番目であるが、個別対応のレベルなのか、地域まちづくり協議会の考え方は8位にとどまっている。行政と協議の仕組みが3番目、行政の支援を期待する声は結構多く、逆に答申で謳う地域での自主的な地域の自律経営の意識はまだ希薄ではないか？答申の考え方はまだ浸透していないし、時期尚早かもしれない。従って、じっくり啓発に力を入れる必要があるのではないかと。その他、定番の人材育成があがった。身近な集会所や地域拠点の整備も必要性が高いと回答。

自由意見の主なものは以下の通り、

* 地域コミュニティの活性化には自らの意思を持って活動を行う人が必要。自発的なNPOや諸団体の育成、支援、リーダーの養成などに行政は注力すべき。行政の押し付け感をもたれては活性化は難しいと思われる。

* 自治会の相対的役割は低下してくるものと思う。代ってNPOや同好の士による地域の活性化が多くなっていくのでは。一方で、私には、かまわないでという人達も、多くなっているといわれている。個人の自発性を全ての出発点にしないと不平や不満が多くなる。

* 自治会活性化のための小学校区単位での「まちづくり協議会」の設立には反対。余りにも各自治会の温度差が大きく当自治会の小学区では、絶対にまとまりません。協議会は、ある程度自治会レベルがそろってからです。きれいごとでは解決しません。そしてあくまで自治会は任意団体であることを忘れないでください。市民の自治会加入も任意であることを忘れないでください。行政は、170ある自治会を相手にするより小学校単位でまとまっていた方が楽でしょうが、当自治会の経験では、ある程度自治会レベルがそろってからにしてほしい。まずは、問題の自治会への行政の指導です。地区社協も全く同じ。今の組織でOKとしたら、一緒にやっていきません。レベルが違いすぎます。やる気のある自治会までつぶれます。協議会設立で上手くいくと思ったら大間違いです。

* 地域協議会とは、どんな権限、資金力を持つのか、又現在の自治会活動はそれによってどう変わるのかなど答申の文面からは、私には、理解できない。各自治会で行われているであろう日常のクレーム処理、対人関係、ゴミ問題、老人問題等具体的にどう変わるのか。大所高所からの物言いだけの組織なら屋上屋を重ねるだけとなる。自治会の活動の中で一番悩みの多いのは、人間の持つ感情、欲などから来る細かい諸問題の解決であると思う。その辺の具体的な柱を考えての答申なら言うことはないが……。

* 新たな会の結成よりも今ある自治会(高齢化が少しずつ進み、役員確保が難しくなることも考えられるが)を教育、指導することで、活性化の道を計るべきでは？

* 当自治会では、現在それほど多くの問題はないが、10年後にはかなりの高齢者(現在300名)が増えると思う。それに対する自治会の役割活動の方法が違ってくると思うので、自治会、他団体(社協、民生委員など)行政と一緒に住民(特に独居老人)の安全安心を考えて活動したい。

* 地域コミュニティを活性化するには、地域で何が問題であるか、課題を明確にして、共通の認識を持つことが必要です。地域コミュニティの立ち上げには、課題の発掘から始まります。

* わが団体は、自治会活動などで住民同志の交流が活発であると考えている。しかし、あくまで地域内で完結している。その活動を地域コミュニティまで高めていくためには、全体に意識を浸透させていく必要がある。その方策が不明である。さらに、周辺団体と共通意識を持てるかが課題と考える。周辺団体とあまりに意識差があると思う場面もある。

* 町会員が道で立話しが出来る程度のコミュニティで良いのではないか。街造りなど大きなことは無理では。

* 有能な人材程、地域復帰が高齢化する。現役世代は、地域が過ごす時間が短くなり、地域に対する関心が希薄になる。勢いコミュニティの実体は高齢者が占めることになる。国家的傾向であり、対策は難しいのではないかと？

⇒時代の流れか環境の変化か、少子高齢化、個人主義、無関心層の増大などで、自治会活動も難しくなってきた。しかも、役員の手が足りない、活動する人が固定するなどで継続性のある長期的な課題に取り組みにくい現状である。課題解決型の活動に脱皮を求めても、活動の活発な自治会レベルならば対応可能としても、小規模自治会ほど新たな仕組みを考えないと対応は難しいのではないかと？ 又、地域まちづくり協議会の立ち上げも、一律に形を固めて一斉スタートは難しいのが流山市の地域コミュニティの現状ではなからうか？住民、団体の意識改革を行ないながら、やる気のある団体、個人で先行するものから小さくうんで大きく育てていくべきか？

2. 次に、NPOについて、新しいコミュニティの担い手として可能か、又、地域まちづくり協議会への反応を検討する。

(1) 地域で少子高齢化・安心安全などの環境変化に適切に対応し課題解決の活動を行っていると呼ぶのは、35%にとどまっている。

(2) 地域のコミュニティ活性化の必要性については、44%が緊急の課題とし、将来的には必要との回答も含めると88%が、活性化の必要性は認めている。自治会、地区社協に比べ、緊急の課題と回答が多い。

(3) 地域で優先的に取り組むべき課題としては、青少年の健全育成(児童クリスマス会、躰など)がトップで、続いて、地域での交流・親睦を深める(納涼祭、新年会など)、子育て支援、趣味・生涯学習活動の推進(文化祭、教養講座、囲碁・将棋大会など)、環境維持・改善活動(ゴミゼロ、公園、花壇、ゴミ集積所など)の4つが並んでおり、自治会等の回答とは異なる。回答団体の偏りか検証が必要である。地域全体のまちづくり計画の作成は順位は高くない。(回答団体の12%)高齢者問題の回答が少ないのは、回答提出団体に偏りがあつたためかもしれない。

(4) 「地域まちづくり協議会」については、71%が必要としており、自治会、地区社協の回答よりも比率が高い。(その約6割は単独では不十分としている。)、全体の約32%が束ねる人材、役員の確保に不安があるとし、約29%が詳しい説明を求めており、同程度に、立上げは、行政などの推進組織が主導するのが望ましいとしている。期待する役割としては、地域の課題、問題の発見、優先順位の決定が一番多く、地域活動に関係する諸団体間の調整、交流促進が続き、更に、ふれあい、親睦、交流を深める事業の実施及び行政に対する地域の窓口が続く。答申の主題の問題解決型コミュニティ組織としての役割までの期待は低い。この期待する役割については、約3割の団体が無記入であることは軽視できない。

自由意見としては、①現組織は、恒久的ではない長期的活動をすれば固定した組織での推進が必要。②行政主導ではなく行政と地域、市民が平列の立場でかわり、アイデアを出し合い個性あふれるまちづくりが望ましい。③特定の人からの意見しか吸い上げられない状況は、避けてほしい。④十分な意見調整、将来像などテーマ、役割、反省などコンタクトがカギと思われる。⑤行政及び市民活動団体がリードすること。⑥参加者(市民、企業、行政)の合意形成の場。ボスが発生しないように全体を見張る姿勢は必要だと思います。⑦会の組織運営に主力をそそぐような愚はさせないで下さい。などがあがった。

自治会や地区社協の回答に比べ、地域まちづくり協議会の必要との回答が多いが、必要性を認めない、期待しない回答も約3割ある。精査する必要があるが、全ての団体を地域まちづくり協議会に取り込むのは難しいのではないかと？ → もともと回答率が低いこともあり、答申に関する啓蒙、一定の合意形成活動は重要である。

(5) 抱えている問題点としては	全回答数34	回答数	順位
④ 若者や仕事を持つ人が参加しにくい		14	1
⑫ 活動資金が不足している		11	2
③ 高齢化が進み、活動力が低下している		10	3

⑧	地域活動の重要性に対する地域住民など関係者の認識が低い	10	3
①	リーダー、役員のなり手がいない	8	5
②	リーダーなどの人材がいない、育たない	8	5
⑤	活動への参加者が少ない(無関心層が多い)	6	7
⑪	規模が小さくて活動範囲に限られる	5	8
⑥	活動の内容が慣例化、マンネリ化している	2	9
⑩	未加入者が増えている、会員が増えない	2	9
⑮	機関紙の発行が少ない	2	9
⑦	個人情報保護法の影響で援助活動などに支障がある	1	12
⑨	活動が義務的であり、自主性にかける	1	12
⑬	退会を希望する会員が増えてきた	1	12
⑯	運営への参加が地域住民一般に開かれていない	1	12
⑭	協働で解決すべき課題がより大きな単位で解決できていない	0	16

①、②、③が上位に来ているのは、自治会等と類似しているが、トップが若者や仕事を持つ人が参加しにくいであり、続いて、活動資金が不足と特徴がある。

→活動への参加者を如何に増やすか、活動資金不足に悩んでいる様子が覗える。

自由意見は以下の通り、

* 上記のリーダーになり手がいない。特に若い人には「地域貢献」について、更なる理解と協力を得たいものである。

* 立ち上げ時期は金銭的など苦しいのでかかりきりで活動できない(子供の教育安全などのため割のいいパートに出ないとだめ)その為中々時間が取れず結果大きくしていくことが出来ず活動も限られる。会員の自主的な活動が少なく、セッティングが必要である。

* 個人の考える社会的な使命だけでは、会を運営していくための力量をあげることが出来ないのが大なる問題です。

* 組織の円滑な運営に支障をきたしている。 1、駐車場が広くて、地理的にも流山市の中心にあるため数多く利用していた中央公民館の駐車場が有料化になってしまって、多くの会員から利用場所変更の声が上がっているが代替りの場所を思案中。 2、調理室など公共施設の使用予約は1年間先まで出来るようにしてほしい。

* 活動資料作り、組織運営資料作りに必要なIT技術能力ある人材が増えない。

* 流山市では動き始めたばかりなのでその割にはよく活動していると思います。フォーラムとか見本市で団体に関係していない一般客を参加させてほしいので演目を「バレー」や「コーラス」「日舞」の選抜披露会に！家元のお披露目かねると生徒たちや家族が集まる、何か目新しいサプライズを！講演会もいつも同じ顔ばかり、同じ話ばかりを何度も聞いてくれないのでは？今のままだと団体の中での団体のお披露目になっている。(それは悪くないですが・・・)

(6) 地域コミュニティをさらに活発、活性化するための必要な具体策については		回答数	順位
⑦	自治会、NPOなど市民活動団体の活性化	10	1
④	人材(地域活動リーダー)の育成	9	2
⑨	地域拠点の確保(公共施設の有効活用など)	9	2
⑥	行政の支援(活動財源の確保)	7	4
①	地域に住む、関与する人々の参加意識の啓発(住民自治意識の向上)	6	5
③	コミュニティ推進のための行政と市民との協議の仕組み	6	5
⑤	気軽に集まれる場の確保(身近な集会所の整備など)	6	5
⑩	地域への愛着や誇りを持つ人を増やす	5	8
⑧	諸団体、個人が参加できる地域問題の協議の場(地域まちづくり協議会)	4	9
⑪	市民への地域コミュニティ情報の提供、共有	4	9
⑬	地域コミュニティに向き合う行政、職員の意識改革	4	9
⑱	地域コミュニティを支援する組織(全市コミュニティ推進会議)	4	9
⑲	自主財源の確保	4	9
⑫	行政からの人的支援(地域に向き合う専任職員の確保など)	3	14
⑯	地域の将来計画を策定し総合計画に組み込む(重要課題として)	3	14
②	自治会など諸団体の交流・情報交換のネットワークづくり	2	16
⑭	地域の問題解決能力の強化	2	16
⑰	自主活動グループづくりへの支援	2	16
⑳	地域内分権(行政から地域への権限委譲による自己決定、責任の拡充)	2	16
⑮	市長の強力なリーダーシップと積極性	1	20
⑳	活性化のための基本的な方向付けを行い、共有する	0	21

自治会、NPOなど市民活動団体の活性化がトップに来ている。人材(地域活動リーダー)の育成と地域拠点の確保(公共施設の有効活用など)が2番目である。地域まちづくり協議会の考え方は9位にとどまっている。活動財源面での行政支援を期待する声が結構多い。

自由意見の主な意見は以下の通り、

* ⑩が最も重要かつ緊急の課題と考える。出来てから20~30年になる住宅地だが「地域に根ざす」人ではなく、他所者の集まり。従って「地域への愛着」を持つより「良い話があれば家売って出て行く」人も多い。これをどうするかが問題。

* 我々は東葛地区主な活動地区として柏市に事務所があります。提出先より規定の料金をいただいて活動資金にしていますので、地域コミュニティ活動対象のアンケートに記入しづらい点もありましたが書く所は記入しました。「安心・安全なコミュニティづくり」(特に子供にとって)が重要なテーマである所から東京、大阪始め多くの自治体が補助金制度を設けています。流山市には活動中のスペシャリスト3名他資格保有者が4名います。安全教育費は、子供対象に家庭教育推進費はPTA対象に、支援費の助成をお願いしたいです。

* 少し以前はNPOが市の各部署へ行くと敵が来たような対応だったがだいぶ和らぎました。一方、NPOや市民団体が行政に寄りかかろうとしている構図も感じられます。パートナーシップとは寄りかかり合うのではなく、せめぎ合うことだと言ったNPO講座の講師の言葉が思い出されます。

* 現状、各自治会役員は高齢者が多いのでそれに見合った支援、指導から始めた方が良く思う。

* 地域住民の意識高揚が必要であり、その為に目につく、分りやすい、参加型の活動が求められる。

* 「人材の育成」に加えて活動の受け皿を開発することも必要です。

* 1、行政の支援としては、事務所(1室)と電話の確保をお願いしたい。2、流山市議会議員を2分の1に減らしその節約できた費用の2分の1を地域コミュニティの活動資金として充当できたら今よりずっと市民活動を活性化すると思います。又議員数を減らすのではなく総費用を2分の1に減額しても可。

* 市長の活動的積極的なリーダーシップ。行政のやる気なさ。こういうまちづくりをしたいという意気込みと使命感の欠如。法整備が完了したらそれで全てが終わったという意識を変革出来なければ全てが泡。

* 「住民参加のまちづくり」が目的であり一般市民を参加させる為の仕組みが重要である。一般市民が楽しく集まる楽しく参加する仕組みが必要。協議会が独走してはならない。

* 現在組織化されている地区社会福祉協議会は強固な組織ですのでこの組織を母体に地域コミュニティ活動を進める事が出来る様に協議したらどうでしょうか？

* いろんな所でのフォーラム(柏市も同様)も盛大で参加者にはとても明るく良い催しなのですが隣人も町会の人誰も知らないのが実情です。広報には載っているらしいのですが、わからないみたいです。呼びかけに参加して下さった方は皆楽しくてびっくりしています。私自身も一度参加してからは連絡が来るのでわかりますが、...流山市展のようにポスターを作るのは無理なのでしょうか。各自治体、学校、郵便局などに郵送でポスターを貼ってもらってますが、発信力が弱いのか、回数を多く発信すれば良いのか？一部の人しか知らないのを何とか市民全員が知っているようにしたいです。(参加は別として)

* 昨年までに指定管理者制度で公民館などの場合無競争(応募団体か1団体のみ)の状態が数件見られた、市の方も余り計画を推し進めるのちもっと市民の実状を把握した上での募集が必要と感じた。市が考えているほど団体の育成がおくれている証拠であると思う。無競争はさけるべきである。

⇒ アンケートの回収率が41%であり、全体的には地域コミュニティに関する関心が薄いことと、地域コミュニティに関する内容であったため回答しにくかった面は否めず、これが低回収率を招いたと考えられる。

回答結果は、自治会や地区社協との回答結果と異なる傾向を示し、それはそれで有意義ではあったが、回答団体の偏りが影響している可能性もある。地域性の課題に取り組む団体からの回答が約3割(全市的活動団体から可能性のある団体を含めて5割)であり、しかも重要質問事項に白紙回答が3割あるなど、残念な結果ではあった。

地域まちづくり協議会への高評価は、回答団体の特性を考慮した精査が必要であろう。

NPOなど市民活動団体が、地域コミュニティの活動(地域まちづくり協議会の活動)へ参加するかについては、全体的にはまだまだのように感じられるが、前向きに考える団体も見られる。そういう中から地域まちづくり協議会の核となりそうな団体も出てきそうであるが、甘く見ても2~3団体にとどまるであろう。現実問題として引き受けてくれるかは別問題である。

3. 次に、地区社協について、新しいコミュニティの担い手として可能か、又、地域まちづくり協議会への反応を検討する。

(1) 地域で少子高齢化、安心安全などの環境変化に適切に対応し課題解決の活動を行っていることと評価するのは、73%に達している。自治会等、NPOの回答より高い。

(2) 地域のコミュニティ活性化の必要性については、36%が緊急の課題とし、将来的には必要とする回答も合わせると82%になりいずれにせよ活性化の必要性は認めている。

(3)地域で優先的に取り組むべき課題としては、高齢者への支援(いきいきサロン、孤独死対策見守り、敬老会など)をあげたのが有効回答のうち88%を占めるのは地区社協としては専門分野であり当然の結果である。その他、障害者支援、子育て支援、交通安全活動(通学路パトロール、カーブミラー対策、危険箇所改善など)をあげており自治会等と異なる結果である。地域全体のまちづくり計画の作成への回答はなかった。

(4)「地域まちづくり協議会」については、64%が必要としているが、その57%は協議会単独では解決できるとはしていない。約44%が詳しい説明を求めており、同程度の割合で、束ねる人材、役員の確保に不安があるとしている。期待する役割への回答が少なかったが、自治会など諸団体の活動支援の実施が一番多く、地域活動に関係する諸団体間の調整、交流促進が続く。答申の主題の問題解決型コミュニティ組織としての役割の期待もあった。自治会回答と傾向が異なるとみられる。

自由意見として、

①現在の地区社協はどうなるのか、明確な説明をされたい。②人選が難しい。があった。

(5) 抱えている問題点としては		全回答数 11	回答数	順位
①	リーダー、役員のなり手がいない		7	1
②	リーダーなどの人材がいない、育たない		5	3
④	若者や仕事を持つ人が参加しにくい		6	2
③	高齢化が進み、活動力が低下している		5	3
⑦	個人情報保護法の影響で援助活動などに支障がある		4	5
⑧	地域活動の重要性に対する地域住民など関係者の認識が低い		4	5
⑫	活動資金が不足している		4	5
⑤	活動への参加者が少ない(無関心層が多い)		2	8
⑪	規模が小さくて活動範囲に限られる		2	8

活動を引っ張るリーダーの不足が第一であり、活動への参加者も低下とする意見が多い。

自由意見の主なものは以下の通り、

* 地区社協は、その母体として自治会に負っている部分が大きくその意味で自治会が活発であれば、地区社協の役割は大きいですが、しかし、自治会が不活発な分、それだけ地区社協の活動に制約、不十分性が生まれるという、矛盾したものがある。お互いに組織機能を整理して、それぞれあんばいよくやるのが一番である。そこには、各自治会長の意識性に左右される。

* 地域活動に対する地域住民の意識が低い。従って地域の福祉活動への参加や関心が低い。

* 長寿高齢化の時代になり、各種行事(例、敬老の集い)に参加したくても、足が不自由になり、1人では会場に来られない方が多くなってきてきますので、その方たちを今後どのように対応していくかが課題である。単に送迎すればと思いますが、交通事故で負傷させた場合など責任の所在をどうするか、などの問題があり悩む点です。→家族の送迎を前提とすると土日開催か？

* 地区社協で敬老会ふれあいサロンなどを実施しているが、年々増えているのに参加者が増えてこない、今年の敬老会は、プログラムの内容を変えてみた。小学校の校長先生には高評価を受けた。敬老者にも喜ばれた。高齢者にはお土産があったほうが喜ばれるかなと思う。何か事業を行うには経費が必要。

* 地域の拠点となる施設の確保(講座活動他複数の団体で使用している為) 現在、行政に使用する備品及び文書の保管に苦慮している。又緊急の連絡があっても会議を開く場所も無く、大変苦労している。

(6) 地域コミュニティをさらに活発、活性化するための必要な具体策については		回答数	順位
①	地域に住む、関与する人々の参加意識の啓発(住民自治意識の向上)	7	1
⑤	気軽に集まれる場の確保(身近な集会所の整備など)	4	2
⑥	行政の支援(活動財源の確保)	4	2
⑩	地域への愛着や誇りを持つ人を増やす	4	2
⑨	地域拠点の確保(公共施設の有効活用など)	3	5
②	自治会など諸団体の交流、情報交換のネットワークづくり	2	6
③	コミュニティ推進のための行政と市民との協議の仕組み	2	6
④	人材(地域活動リーダー)の育成	2	6
⑦	自治会、NPOなど市民活動団体の活性化	2	6
⑧	諸団体、個人が参加できる地域問題の協議の場(地域まちづくり協議会)	2	6
⑬	地域コミュニティに向き合う行政、職員の意識改革	2	6
⑪	市民への地域コミュニティ情報の提供、共有	1	12
⑮	市長の強力なリーダーシップと積極性	1	12
⑰	自主活動グループづくりへの支援	1	12
⑱	地域コミュニティを支援する組織(全市コミュニティ推進会議)	1	12
⑳	活性化のための基本的な方向付けを行い、共有する	1	12
㉑	地域内分権(行政から地域への権限委譲による自己決定、責任の拡充)	1	12

⑫	行政からの人的支援(地域に向き合う専任職員の確保など)	0	18
⑭	地域の問題解決能力の強化	0	18
⑯	地域の将来計画を策定し総合計画に組み込む(重要課題として)	0	18
⑰	自主財源の確保	0	18

住民の意識改革がトップに来ている。2番目である、身近な集会所や地域拠点の整備、行政の支援を期待する声は、現実の悩みから来ているのではないかと、地域への愛着や誇りを持つ人を増やすという意見も多い。地域まちづくり協議会の考え方、自治会と各種団体とのネットワークづくり、行政と協議の仕組みが6番目で並んでいる、協働やネットワークの考え方があることがわかる。

自由意見は以下の通り、

* 何よりも地域現場における環境整備と支援の強化が必要であって大きいところから、また上から何かしようとしても改善されない。今回の「コミュニティ審議会」の「地域まちづくり協議会」についても地区社協の組織と活動がダブルにも関わらず、配慮が全くされてない。よりよいものにしたいということには賛成であるが、まず、現場で活動している地区社協や日頃協働した取り組みをしている自治会連絡組織などの強化を図る視点が大切と考えます。

* 言うは易し行うはがたしだろ。どこまでやれるか。副会長と書きました。意見が分かれた所もあります。

* 設問に対する選択肢がいかにもお役所的なトップダウンの考えに満ちている。本当に重要で難しいのは、①、⑩、⑬である。

⇒ 回答率が高かった事は良かった。自治会の回答傾向と大筋では類似しているも、地域まちづくり協議会の必要性では、自治会よりもかなり高い。ただ自由意見にもあったように、地区社協と地域まちづくり協議会との関係の明確化が求められ、地区社協はそのまま存続を明確にする必要がある。(答申もそうであったが。)

地域まちづくり協議会への参加については上記の考え方を明示すれば、協働を求める意見もあることから十分可能と考える。但し、地域まちづくり協議会の核となるかは、もう少しいろいろな資料をあたらないと判断できないが、流山市社会福祉協議会の補助金、市の助成金に依存する事業を横並びで実施の傾向が見られるので、いろいろな課題を自ら発掘していく地域まちづくり協議会立ち上げには荷が重い感じがする。可能性が感じられる地区社協もいくつかは見つかるかと期待する。

参考)流山市の地区社会福祉協議会について

地区社会福祉協議会は、自治会などの住民自治組織の代表、民生児童委員(主任児童委員を含む)、日赤奉仕団員、青少年相談員、健康づくり推進員などの地域で活動する委嘱ボランティア、PTA、小・中学校、市社協役員・評議員、ボランティアなど地域における様々な方々で構成され、地域全体の福祉、健康増進、世代間交流のための事業を地区単位毎で企画、運営しています。(流山市社会福祉協議会のホームページから)

実際に、上記の団体代表、個人からなっており、老人クラブ、婦人会、福祉施設、医療関係の代表者が参加しているところもある。会長は、自治会代表か民生児童委員が就任されている地区社協事例が多い。

活動内容は、ふれあい・いきいきサロン事業、ふれあい会食会・交流会、健康講座・介護教室、子供向けイベント、独居高齢者見守り・友愛事業、広報紙の発行、研修事業とどの地区社協もほぼ同様の内容である。子育てサロンを行っているところもある。小学校との連携で事業を行っているのが特徴的。流山市社会福祉協議会の補助金、流山市の助成金が収入の大半を占め、高々100万円の間年予算で上記の活動を推進している点は敬意に値する。

4. 地域コミュニティアンケートに対する回答(自治会、NPO等、地区社協)比較

自治会と地区社協が類似の傾向を示し、NPOは特徴的な結果である。

	自治会	NPO	地区社協
アンケート依頼団体数	170	83	15
アンケート回答団体数	125	34	11
アンケート回収率	73.5%	41.0%	73.3%
環境変化に適切に対応し課題解決の活動	36%	35%	73%
地域のコミュニティ活性化の必要性			
緊急の課題	22%	44%	36%
(緊急な+将来的な)課題	86%	88%	82%
地域で優先的に取り組むべき課題			
高齢者支援	1位		1位
青少年の健全育成		1位	
地域での交流、親睦を深める	4位	2位	

子育て支援		2位	3位
趣味、生涯学習活動の推進		2位	
環境維持、改善活動	2位	2位	
防犯活動	3位		
防災活動	5位		
緊急事態発生時の救助、救援活動	6位		
障害者支援			2位
交通安全活動			4位
地域まちづくり協議会			
必要としている	40%	71%	64%
詳しい説明を求めて	43%	29%	44%
期待する役割			
地域の課題、問題の発見、優先順位の決定		1位	
地域活動に関する諸団体間の調整、交流促進		2位	2位
ふれあい、親睦、交流を深める事業の実施	1位	3位	
行政に対する地域の窓口		3位	
自治会など諸団体の活動支援	2位		1位
地域情報の発信、伝達、共有	3位		
抱えている問題点			
①リーダー、役員のなり手がいない	1位	5位	1位
②リーダーなどの人材がいない、育たない	9位	5位	3位
③高齢化が進み、活動力が低下している	2位	3位	3位
④若者や仕事を持つ人が参加しにくい	3位	1位	2位
⑤活動への参加者が少ない(無関心層が多い)	4位	7位	8位
⑥活動の内容が慣例化、マンネリ化している	5位	9位	
⑦個人情報保護法の影響で援助活動などに支障がある	6位	12位	5位
⑧地域活動の重要性に対する地域住民など関係者の認識が低い	7位	3位	5位
⑨活動が義務的であり、自主性にかける	8位	12位	
⑩未加入者が増えている、会員が増えない	10位	9位	
⑪規模が小さくて活動範囲が限られる	11位	8位	8位
⑫活動資金が不足している	12位	2位	5位
⑬退会を希望する会員が増えてきた	13位	12位	
⑭協働で解決すべき課題がより大きな単位で解決できていない	14位	—	
⑮機関紙の発行が少ない		12位	
⑯運営への参加が地域住民一般に開かれていない		12位	
地域コミュニティをさらに活発、活性化するための必要な具体策については			
①地域に住む、関与する人々の参加意識の啓発(住民自治意識の向上)	1位	5位	1位
②自治会など諸団体の交流、情報交換のネットワークづくり	2位	16位	6位
③コミュニティ推進のための行政と市民との協議の仕組み	3位	5位	6位
④人材(地域活動リーダー)の育成	4位	2位	6位
⑤気軽に集まれる場の確保(身近な集会所の整備など)	4位	5位	2位
⑥行政の支援(活動財源の確保)	6位	4位	2位
⑦自治会、NPOなど市民活動団体の活性化	7位	1位	6位
⑧諸団体、個人が参加できる地域問題の協議の場(地域まちづくり協議会)	8位	9位	6位
⑨地域拠点の確保(公共施設の有効活用など)	9位	2位	5位
⑩地域への愛着や誇りを持つ人を増やす	10位	8位	2位
⑪市民への地域コミュニティ情報の提供、共有	11位	9位	12位
⑫行政からの人的支援(地域に向き合う専任職員の確保など)	12位	14位	—
⑬地域コミュニティに向き合う行政、職員の意識改革	12位	9位	6位
⑭地域の問題解決能力の強化	14位	16位	—
⑮市長の強力なリーダーシップと積極性	15位	20位	12位
⑯地域の将来計画を策定し総合計画に組み込む(重要課題として)	15位	14位	—
⑰自主活動グループづくりへの支援	17位	16位	12位
⑱地域コミュニティを支援する組織(全市コミュニティ推進会議)	18位	9位	12位
⑲自主財源の確保	18位	9位	—
⑳活性化のための基本的な方向付けを行い、共有する	18位	21位	12位
㉑地域内分権(行政から地域への権限委譲による自己決定、責任の担	21位	16位	12位

以上

平成19年答申の記載の調査も含め、主要5市の調査結果の概要を示す。別紙添付の池田市、松阪市、佐倉市の出張調査報告及び比較表も参照されたい。(参考資料2-1, 2, 3, 4)

1. 調査実績

- 1) 平成19年7月13日 福岡市市民局コミュニティ推進課
- 2) 平成19年7月17日 宝塚市企画財務部まちづくり推進課
- 3) 平成21年1月28日 大阪府池田市総合政策部政策推進課、倉田市長とも面談
- 4) 平成21年1月29日 三重県松阪市総合政策部まちづくり推進課
- 5) 平成21年5月12日 千葉県佐倉市市民部自治人権推進課、臼井ふるさとづくり協議会

(1) 福岡市

ア 平成19年答申報告

福岡市では平成12年に「コミュニティの自律経営」という概念が示され、平成16年に町世話人制度を廃止し、自治協議会制度がスタートした。自治協議会はおおむね小学校区を単位とし147校区中140校区で設立されている。市はコミュニティづくりを支える自治会、町内会活動を支援すると共に、自治協議会が校区の自律経営を担っていけるよう様々な取り組みを進めている。

いろいろな補助金の統合を進めると共に、協議会への新たな支援事業をスタートさせた。

行政の窓口を縦割りから地域支援部を創設して一本化し、校区担当職員を配置した。

またコミュニティの場として、公民館を区役所の所管とし活用を図っている。

イ その後の情報(平成21年4月福岡市発表の「コミュニティに関する今後の取り組み」から)

おおむね小学校区を単位として福祉などさまざまな事柄について話し合い、校区を運営する自治組織である自治協議会は、149校区のうち144校区で活動し、校区運営の円滑化、コミュニティ活動の活性化、コミュニティ主体の取り組みの開始などの成果を挙げている。

福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会では、コミュニティ施策の成果と課題の検証と今後の施策のあり方の検討結果をベースに、これからの取り組みの方向を以下のようにまとめている。

基本的姿勢は、①「自治協議会制度」、「各区役所への地域支援担当部署の設置」、「校区担当職員の配置」などの施策を継続 ②これまでの施策で十分な成果が得られず課題が残されている部分については施策を充実し、コミュニティと連携しながら取り組む、である。

めざすべき姿としては、(ア)コミュニティにおいて自治が行われている (イ)コミュニティと市が協働している、である。

(ア)のコミュニティの自治の確立に向けた取り組みの方向は、①自治の環境づくり(具体的には、自治に関する市民の理解促進、コミュニティ活動への参加促進) ②自治の基盤づくり(具体的には、魅力的な自治組織づくりの支援、自治会、町内会加入の促進への協力) である。

(イ)のコミュニティと市の協働に向けた取り組みの方向は、①コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立(市職員の意識改革など) ②コミュニティの自治を尊重した施策の推進(具体的には、コミュニティに関する施策の進め方、市からコミュニティへの依頼など、区レベルの各種団体のあり方それぞれの見直し) ③コミュニティと市の連携の強化(具体的には、コミュニティの総合窓口の機能充実、校区担当職員を中心としたコミュニティ活動支援の充実、公民館と自治協議会などの連携の強化) である。

(2) 宝塚市

ア 平成19年答申での報告

宝塚市は平成5年より小学校区を単位にまちづくり協議会の組織化を推進していたが、平成7年の阪神・淡路大震災を機にボランティア活動などが高まり、平成11年には全校区でまちづくり協議会の組織化が完了、20のまちづくり協議会が誕生した。特徴としてはまず市民の活動ありきで、市民100人委員会を10のテーマで組織し、計1,000人がまちづくりに参加した。

そして市内を7つのブロックに分け、各ブロックごとに地域創造会議を開催し、地域エリアの大きさにより、自治会、まちづくり協議会、地域創造会議という3層のコミュニティネットワークができて

いる。コミュニティ施設については既存の施設の活用を図ると共に、建設費はじめ助成制度の充実も図っている。なお兵庫県も助成制度を有している。

イ 宝塚市のコミュニティ行政の基本的考え方

生き生きとした豊かで誇りある地域社会づくりをめざすものであることを基本とし、自治会が充実され、その自治会を中核とする小学校区単位のまちづくり協議会が形成されるよう、次の考え方が大切であるとしている。

- ① 従来の自治会の連携を軸とし、また自治会活動が更に充実することをめざし、人口約1万人のおおむね小学校区に、個人が尊重され、また個人参加が可能な、民主的で開放的な新たなコミュニティ活動ができるよう支援する。

- ② 市民主体、自己決定による「まちづくりの住民協議体」であること。
- ③ 子どもでも高齢者でも参加できる距離を重んじ、おおむね小学校区単位であること。
- ④ 総合計画、都市計画を含む行政計画(まちづくり)への参加のしくみをめざすこと。
- ⑤ 組織づくりは自治会を中核とするほか、あらゆるボランティアグループや目的別団体の参加できる市民の横断的連帯を目指すものであること。
- ⑥ 行政は市民主体を尊重しつつ、住民活動の施設整備や活動助成金で支援する。
- ⑦ 既存の自治会活動を尊重しつつ、自治会との連携により、ともに民主的な役割分担をめざすこと。又、より大きなエリア(7つの範域)でのコミュニティどうしの相互連絡をめざすこと。
- ⑧ 急速な変革ではなく、現実的に一歩ずつ進む地道な取り組みが肝要であること。

(3) 池田市

詳細は、出張調査報告(参考資料2-1)を参照されたい。

約3ヶ月で、地域まちづくり協議会に相当する「地域コミュニティ推進協議会」が、全11小学校区で設立されたのは驚異的である。行政の予想を超えた実績は、行政に言わせれば池田市の民度の高さ故ということである。しかし、これをマニフェストに掲げて無投票当選した現市長が、一気に呵成に、条例の制定、ボランティア職員を投入したことと相まって、個人市民税の1% (小学校区あたり約6百万円)の予算提案権を協議会に与えたためと思われる。既に、協議会間で活動の濃淡が現れているとのこと、競争意識を持たせるのか、支援を行うのか、どのように全体のレベルアップを果すのか今後とも注目したい。自治会組織率が40%台と低いため自治会と別個の組織(個人ベース)が成立しているが、流山市にはそのままは当てはまらない。個人市民税の1%制度は、将来の導入に向けて検討の価値がある。

(4) 松阪市

詳細は、出張調査報告(参考資料2-2)を参照されたい。

3代前の市長(現三重県知事)の時代に計画されたもので、地域マネジメントという新しい市政の仕組みの導入である。この仕組みは、住民自治の拡充を担う「地区住民協議会」(地域まちづくり協議会に相当する)と都市内分権を担う地域振興拠点が2本柱である。地区住民協議会の設立については、行政は住民主体の立場を基本に進めているため、設立の歩みは遅い。最終的に全小学校区で立ち上がらなくても構わないとしている。実際には行政がかなり支援をしている。モデル地区的な地区もあるが、そこには立派なリーダーが存在する。(後述の佐倉市の臼井小学校区でも同様)自治会組織率が90%と高い中で進めており、流山市にとっては池田市よりは参考にするべきではないか？

(5) 佐倉市

詳細は、出張調査報告(参考資料2-3)を参照されたい。

佐倉市は、小学校区単位にふるさと協議会の設立を目指している。佐倉市市民協働の推進に関する条例の制定に伴い、その条文に協議会が明記されている。ここで特徴的なのはモデル事業から始めていることである。モデル事業といえども応募の問題があり、ある意味行政から頼み込んだ面もある。このモデル地区でも話し合いを重ねいろいろご苦労があったようだ。モデル事業を行った臼井ふるさと協議会の会長と事務局長が良いコンビで、地区社協との関係も良好である。今後も見ていきたい。

なお、時期を同じくして、行政連絡員制度を廃止し、自治会長が市政協力員になる新たな制度を開始している。

(6) 上記5市と流山市の比較

詳細は、上記5市と流山市のコミュニティ状況比較(参考資料2-4)を参照されたい。

他に、武蔵野市、柏市を訪問し、調査したが、省略する(平成19年答申参照)。

以上

池田市の地域コミュニティ(出張調査報告)

1. 池田市の地域分権

地域コミュニティ組織(地域コミュニティ推進協議会)は、池田市の「地域分権制度」のもとで存在する。

池田市版「地域分権」とは、市民が自主的・自立的にまちづくりを行うことで、市内11小学校区を単位とした地域内の共通課題の解決を図り、市と協働でまちづくりを進めていこうとするものである。

地方分権改革の最終目標である「自分たちのまちは自分たちでつくる」基本理念の実現に向け、他の自治体に先駆けて取り組むものである。

このため、各小学校区に地域の代表組織として、市民による「地域コミュニティ推進協議会」を設立。各協議会は地域の課題やニーズにあった事業を市に対して提案する予算提案権などを持つ。協議会では、各地域において自主的な活動(地域イベントなど)や市との協働事業も実施可能。

→この結果、これまでの行政判断により実施したサービス等に比べ、より住民のニーズに的確に応えられる、という。

予算提案権の限度額(地域分権の予算枠)は、当面個人市民税の1%(約7,000万円)を上限とし、地域ごとに人口割なども考慮し上限(600~700万円)を設定。協議会が提案する事業は原則として市が実施する。市は提出された予算提案書を法律・条令との整合性や公平性の確保、現行制度との整合性などの観点から審査し、必要に応じて協議会と調整する。

提案事業の実施後、協議会は提案事業の評価を行い、評価報告書を作成提出する。市はその評価報告書を公表する。

2. 池田市地域分権制度の取り組み経過

市民主体のまちづくりの一層の推進

(1)平成17年5月(仮称)池田市まちづくり条例策定委員会発足

平成17年11月に策定委員会から最終報告書

(2)平成18年4月池田市みんなでつくるまちの基本条例(自治基本条例)制定

(3)平成19年4月地方分権改革推進法施行(第二期地方分権改革)

(4)平成19年4月22日倉田市長4期目無投票当選

マニフェストに「地域分権条例」の制定を掲げる → 信任されたと判断。

(5)平成19年5月条例案に対するパブリックコメント実施。

(6)平成19年6月29日「地域分権の推進に関する条例」が全会一致で可決成立された。

この条例は、第二期地方分権改革を受け、市長のマニフェスト及び先の条例のまちづくりの基本理念の具体化を図るものである。現行制度は何も変えずに、地域分権の担い手である地域コミュニティ推進協議会からの市への予算提案権を導入したものである。

(7)平成19年7月地域分権・地域サポーター(ボランティア職員)の庁内公募(67人応募)

(8)平成19年7月~8月

制度に関する地域説明会などを実施

地域コミュニティ推進協議会の準備委員を公募(465人応募)

(9)平成19年9月3日~10月12日

校区別に地域コミュニティ推進協議会の準備委員会を開催

会則や役員を選出などに関する検討、決定を経て、全校区で地域コミュニティ推進協議

会が設立された。

(10)平成19年11月30日予算提案書の提出期限(各協議会で提案に向け議論。各部会の設置、ワークショップやフィールドワークなど実施)

(11)平成19年12月5日 第二回地域コミュニティ推進協議会会長会議

(12)平成19年12月~平成20年2月行政が提案内容の検討、調整、予算査定→予算案の作成

(13)平成20年3月28日市議会で平成20年度予算の可決

(14)平成20年9月30日各地域担当部長任命(各協議会に通知)

ここでのポイントは、以下の3つである。

市長の思い(行政改革、議員の意識改革の次の段階として市民の意識改革)とリーダーシップボランティア職員による強力な後押し

それに応えた市民(約2ヶ月で全11小学校区で協議会設立は行政の予想を超えた)

3. 各地域コミュニティ推進協議会(以下、協議会という)の体制と活動内容など

3-1. 協議会とは

市が地域分権の推進に関する条例で、地域を代表する団体として認定

既存の団体とは関係なく、市が新たに作った組織

3-2. 協議会の機能

- (1)各小学校区の地域の共通課題に関する予算提案権により予算提案書作成提出及び提案事業に関する評価報告書の作成提出
- (2)協働事業提案権

まだまだ(行政の説明も軽くしか行わず)

(3) 自主事業 補助金による(コミュニティ紙発行、地域イベントなど)
 3-3. 協議会の設置の流れ、メリット、体制など

(1) 設置の流れ

池田市作成の地域分権パンフレット参照(補足参照)、ポイントは市による委員の公募

(2) 設立のメリット

池田市作成の地域分権パンフレット参照(補足参照)

(3) 体制

市民(住民、在勤、在学その他)で構成。その他には、事業所を持つ法人、NPO、自治会なども含むが、個人ベースの参加で団体代表の形ではない。何かの団体に所属の人が多い。

目的には既存団体のネットワーク化も謳っている。しかし協力の例はあるがネットワーク化はまだまだでは。実態は既存団体の連結体とも言えるか？

内部体制(池田地域コミュニティ推進協議会の例——設立当時)

会長1名、副会長4名、書記2名、会計1名、監査2名、他に31名の理事・会員(計41名)
 3部会(防犯部会、防災部会、広報部会)

(4) 活動内容と予算

金額:千円

校区	協議会委員	第1回準備会	設立	人口(人)	提案枠1	提案額1	予算額1	提案額2
池田	44人	H19-9-4	H19-9-26	12,074	6,875	6,875	6,558	7,159
細河	40人	H19-9-7	H19-10-5	5,197	6,000	6,000	6,000	6,000
秦野	32人	H19-9-3	H19-9-26	13,725	7,000	6,980	7,000	7,263
北豊島	41人	H19-9-3	H19-10-1	12,725	6,875	6,875	6,875	6,875
呉服	57人	H19-9-5	H19-10-4	10,896	6,625	6,624	6,625	6,625
五月丘	34人	H19-9-5	H19-9-28	6,828	6,125	6,120	6,125	6,057
石橋	61人	H19-9-6	H19-9-20	8,725	6,375	6,370	6,375	6,375
緑丘	39人	H19-9-6	H19-10-12	8,129	6,375	4,400	4,618	4,760
石橋南	48人	H19-9-5	H19-10-11	7,276	6,250	6,250	6,250	6,267
神田	31人	H19-9-3	H19-9-24	9,363	6,500	6,500	6,500	6,500
伏尾台	44人	H19-9-6	H19-10-4	6,182	6,125	5,520	5,597	6,389
合計				101,120	71,125	68,514	68,523	70,270

提案枠1、提案額1、予算額1は平成20年度分 提案額2は平成21年度分

提案事業の例(平成20年度分から)

安全・安心 街路灯強化事業、防犯カメラ設置事業、道路安全対策事業、AED設置事業
 *安全パトロール事業など → 20年度予算額全体の61%を占める

広報 地域掲示板設置事業、地域ギャラリー設置事業、*コミュニティ紙等発行事業など

その他 公園バスケットコート整備事業、旧北豊島公民館地域活用事業など

コミュニティ振興 *地域イベント支援事業、観光振興構想策定事業など

福祉 休憩施設設置事業、*高齢者等配食サービス補助事業

環境 *校庭芝生化事業、緑化事業など

このうち、*付与は地域の自主事業としての補助金対象、総額約8,000千円

(5) 将来展望

まだまだ始まったばかりで評価しにくい、既に校区ごとに地域差が表れているとのこと。

自主事業提案には補助金を支出するが、執行計画の提出が前提であり、真の自立的な形はまだまだと見受けられる。

市長は将来1小学校区1億円まで増やしたいとのこと、市が事業執行する予算提案権のままでは可能とも思われるが、執行を地域が行うレベルは執行した事業に対して地域が責任を取れるレベルに達せるかを考えると簡単にいけるとも思えない。

地域代表組織との認知問題、現在1協議会31~61名の市民で構成される協議会が本当の意味で地域から認知される存在になりうるか？細河協議会では41名会員に対して定数限度は60名としており、人数を増やしても該当小学校区内の自治会の全加入者数には及ばない。したがって地域代表性には疑問がある。校区内での認知については、行政としては、各協議会任せであるが、各協議会とも広報紙出すとか努力中である。

4. 協議会立ち上げに関する行政の見解

行政のスタンスは、市長の「強制する話ではない、半分できれば御の字。一切口出しするな、できなければしょうがない」に明白なように、提案説明し、準備委員の公募、最初の招集まではするが、設立は地域の自主性にまかせる形である。当初の予想(5~6校区程度)以上の結果であり、行政サイドは、「池田の市民力」を実感したと、評価している。

実際は、ボランティア職員がかなりのサポートを行ったと推定される。

立ち上げ時、会則案は行政が提示も、出来上がりはまちまち。(自主性発揮の地域も)

補足 池田市作成パンフレット「地域分権始まります」から

1. 「地域コミュニティ推進協議会」設立について

- ①市による校区説明会の開始と同時に、協議会設立準備の委員を市が一斉に公募する。
地区内に居住する人や地域内で活動している人であれば、誰でも応募できる。
- ②地域間などの公正・公平の確認、設立に向けての検討など、公募委員が設立準備を行なう。
- ③設立総会を開催し、代表者など役員を選任、組織、規約の制定などを行う。
→ 地域コミュニティ推進協議会の設立
- ④防災、防犯、子育て支援、地域福祉、公園管理など、地域課題の抽出を行う。
- ⑤事業提案、自主活動の実施

協議会の設立については「住民自治」の基本的なあり方として、市では支援する体制を取ってはいるが、あくまでも市民などによる自発的な設立であり、強制的なものではない としている。

2. 「地域コミュニティ推進協議会」設立のメリット

- ①地域の一体性が確保される。
住民や地域の各種団体が連携することで、地域に一体感が生まれる。
- ②地域活動の相乗効果が期待できる。
各種団体の活動を連携させることで、それぞれに刺激を与え合い、より良い活動に発展する。
- ③地域内の課題解決が可能になる。
住民や各種団体が連携することで、解決できなかった課題が解決できるようになる。
- ④効率的な役割分担が可能になる。
地域内の人材を適切に配置したり、団体相互の人材活用などにより、効率的な役割分担が可能になる。
- ⑤一定額の予算提案権が与えられる。
市民が納めた税金の一定額を、地域の課題解決など地域住民のために活用できるよう、協議会に市に対する予算提案権を渡す。

以上

1. 全般

地域コミュニティ組織(住民協議会)は、松阪市の「地域マネジメントシステム」のもとで存在する。「地域マネジメント」は、3層構造の新しい市政の仕組みである。

3層構造とは

- ①概ね小学校区の範囲での地区住民協議会(住民自治の拡充を担う)
- ②この協議会のエリアがいくつか集まった地域振興拠点(都市内分権の推進を担う)
- ③市役所本庁(全市域の市政を担う) 補完性の原理によりそれぞれが役割を分担する。

市民が主人公の市政を推進していくために、

広い市域の隅々まで血が通い神経が行き渡った市政の仕組みが必要である。

身近な地域の課題を

従来 市全体の観点から優先順位を決定していた。

これから 地域が「何を、何から、何時から、誰が、どのようにして、いくらで等)を決定する。

→ 地域が一番解決したい課題より取り組むことができる

→ 地域で課題の内容や順位を決めるので皆が納得できる。

2. 住民協議会とは

(1)地域の運営のための住民組織であり、地域活動団体が集まり地域のことに関する民主的に意思決定をする機関である。内部組織的には、いずれの協議会も役員をおき、専門部会制(朝見地区の例:防災、防犯、福祉、青少年育成、地域環境、協議会全体)をとり各種活動を行っており、代議員制をとっている。

(2)設立の住民協議会は、松阪市住民協議会規則に基づいて市長が認定する。認定されると

- ①地域を代表する組織として市が認める。
- ②地域への交付金の交付先や地域計画の策定母体になる。
- ③設立当初に「松阪市住民協議会設立促進支援補助金」として50万円が交付される。
- ④地域にある公共施設の管理運営を行う指定管理者になることができる。

(3)主たる活動(朝見地区の例)は、防災やAED講習会、防災訓練、防犯パトロール、防犯ポスターや回覧ちらし作成、おやし・こども・親子料理教室、介護家庭の集い、人形劇団、高齢者向け出前講座、図書文庫管理、作文コンクール、サマーサイクリング、青少年育成講演会、用水路美化清掃、環境美化看板等設置、空き缶ポイ捨て禁止活動、夏祭り、芸能大会、視察研修、パトロール車購入などである。

3. 住民協議会立ち上げまでの経過(全市的に)

(0)平成14年3月 日本都市センター「自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択」を提言

(1)野呂元市長(現三重県知事)

市政マネジメント(庁内改革システム)実施

市政マネジメントとは、政策形成システム、行政評価システム、市民参加・参画・協働システム、環境マネジメントシステムなどからなるが、まちづくりのシステムではなかった。「地域マネジメント」は、「市政マネジメント」に対応して命名された。

(2)平成15年3月市民参加・参画・協働システム構築検討委員会(平成14年9月辞令交付)

→ 市民参加・参画・協働システム構築提言書

(3)平成16年2月松阪市コミュニティ活性化検討委員会提言書(平成15年3月辞令交付)

(4)平成16年4月松阪市地域マネジメント構築検討審議会答申書(平成15年9月辞令交付)

(5)平成16年度の取組み:地域マネジメントの啓発が中心

* 地域マネジメント担当者による地区説明会(平成16年5~7月) 22地区など23回実施

* 市長による地域マネジメント地区懇談会(平成16年9~12月) 25地区で実施

* 地域マネジメント講演会 平成17年1, 3月の2回

* 地域マネジメント先進地視察 平成17年2月(宝塚市)、3月(名張市)

* 地域マネジメント出前講座 平成16年7月~平成17年2月、8回

(6)平成17年度の取組み:設立への取り組み開始、啓発活動も継続。

* 市長による地域マネジメント地区懇談会(11~12月) 旧4町で18回実施。

地域内分権タウンミーティングin松阪、地域マネジメント市民講演会を開催。出前講座、地域マネジメント研修会も。

(7)平成18年度以降、設立への取り組みが活発化し、順次住民協議会が設立されてきた。(詳細別記)

その他 朝見など21地区市民センター所長へ「現状報告と今後の推進」についての報告、飯南など4地域振興局にて、地域振興課長と担当者へ「現状報告と今後の推進」について報告した。伊賀市の地域住民自治協議会と松阪市の地区住民協議会との交流会開催、愛知学泉大学の伊藤雅春教授を講師に招き、ワークショップ体験会を2回開催。

4. 住民協議会の立ち上げ状況

(1) 住民協議会設立の流れ

① 勉強会

地域の自治会や団体が集まり、どんな組織が必要なのか、どんな組織にするのか、どんな取り組みをするのかについて検討する。出前講座利用推奨。

② 地域の人へ広める

住民協議会が必要なこと、取り組むことなどを、地域住民に知ってもらうことが重要である。

③ 設立準備会

地域の代表者(各団体長など)などが集まり、住民協議会設立に向けた具体的な検討(地域の特色に合わせた組織づくり、規約の作成、地域計画素案の作成)をする。

④ 住民協議会設立総会

地域住民の承認を得る。

⑤ 住民協議会設立

(2) 各協議会の設立状況

住民協議会名称	所在地	準備会等 発足	協議会 設立	世帯数	人口	備考
嬉野中川まちづくり協議会	旧嬉野町	H17-6-26	H18-7-16	3,440	8,740	
朝見まちづくり協議会	旧松阪市	H17-8-31	H18-7-26	590	2,230	準備会段階で広報紙7号
掃水まちづくり協議会	旧松阪市	H17-4-27	H18-10-8	1,460	4,200	
漕代まちづくり協議会	旧松阪市	H18-12-7	H19-5-30	590	2,240	
森を考える会	旧飯高町	なし	H19-6-19	310	790	S60設立の会を承継
波瀬むらづくり協議会	旧飯高町	なし	H19-7-4	330	770	H12設立の協議会を承継
宮前地区まちづくり協議会	旧飯高町	H18-5-1	H19-9-25	740	2,080	
川俣地区住民協議会	旧飯高町	H19-1-16	H20-5-16	580	1,450	
有間野住民協議会	旧飯南町	不明	H20-6-1	160	430	
仁柿住民協議会	旧飯南町	不明	H20-7-20	260	680	
天白地区住民協議会?	旧三雲町		H21-3-14			
機殿地区	旧松阪市	H19-8-30	未			
橋西地区	旧松阪市		未			勉強会H18-4-21開始
松ヶ崎地区	旧松阪市		未			H20-10-5設立に向けての会議
射和地区	旧松阪市		未			不明
松尾地区	旧松阪市	H18-2-13	未			第2回勉強会H17-4-28
大河内地区	旧松阪市	H17-4-2	未			現在休眠状態か?
大石地区	旧松阪市		未			第2回勉強会H17-5-9

5. 住民協議会立ち上げに関する行政(まちづくり推進課)の見解

基本的には、行政は提案説明し、後は後方支援に徹し、この立ち上げだけの特別な推進組織も作らず、地域による自発的な立ち上がりをじっくり待つ姿勢である。

行政に頼らず(逆に排除し)、自分達だけの力で立ち上げた浅見地域の特殊事例があるが、他の地域では、設立準備会発足後も行政担当者が後方支援を行った。

行政は提案説明(市長43回、担当課23回の説明会)、要請に応じて出前講座を開くが、基本的に立ち上げは、地域の自主性に任せている。市長の「強制はしない、時間がかかっても良い」との方針による。今後の見通しとしても、43地域のうち、15地域で打ち止めになるのではないかと予想もある。

現時点では、行政からプレッシャーをかけてうまくいなくても困るので、上記の方針で進めている。近くの名張市では、既存の補助金をカットし協議会一本化のやり方で、強制的に協議会は全市で立ち上がったが、活動は停滞している。この事例を反面教師にしているようだ。

行政は、推進役として3名(まちづくり推進課)及び立ち上げ途中から各地区市民センター所長が加わる。

全市的な住民協議会の連絡調整会議は、設立時期は不明。立ち上がった住民協議会による連絡協議会を立ち上げて、推進役を担ってもらう考えはないとのこと。飯高管内には「住民協議会連絡調整会議」が発足した。

6. その他

(1) 行政連絡員は、おいていない。行政区もない。

参考情報

1. 自治会のあり方(コミュニティ活性化提言書から)

(1) 望ましい自治会の姿:自治会の役割

「自治」は住民自ら行なうもの。自治会においても、顔が見えるコミュニティの中で、毎日の暮らしにおいて関わり合いのある住民同士の互助の精神が、その基本にあるべきである。また、自治会の持つ役割は、本来、外から与えられるものではない。従って、会員の意思を反映して自治会の諸活動はなされなければならない。また、会員の総意で決まった仕事は、その自治会の仕事として位置付けられ、他に見返りを求めるものでもない。ただし、行政など自治会の外から委託を受けて行なう仕事や共同募金などの取りまとめといった協力事務は、自治会の仕事として位置付けられる。この委託をうけるかどうかは自治会に決定権がある。

自治会の持つ本来の役割の中に、行政の施策と極めて類似するものが多分に含まれるのは当然であるが、類似しているかといって、その役割が行政施策と同一化されてしまってはならない。行政と目的が一致する役割は「協働する」という見地から構築していくことが大切である。自治会の仕事は補完性の原理からいって、最も住民に身近なものが多く含まれることになる。従って、地域の安全・安心に関係する仕事や地域の子どもの健全な育成に関する仕事もその対象となり得る。

「住民自治」を行なうには、住民自身にも必要以上の依存体質を改善していこうとする意識改革が必要である。その事例として、子どもがかかわる凶悪犯罪の続発に対応して市が緊急アピールを出したことに対して、これで地域が満足してはならず、この問題に対しては、市よりも子ども達一人ひとりの顔が見えるコミュニティがまず反応し、行動すべきではなかったかという意見が出ており、このような活動についても積極的に自分達の役割として取り込んでいく精神が自治会に必要であるとしている。

(2) 組織の運営と情報の共有

自治会の役員組織は、一律ではなく自治会の規模によって柔軟に決めるべきである。また、規約などのルールは明文化しておく必要があり、役員を選出方法も民主的に規定しておくことが望ましい。

役員が高齢化する傾向にあることはやむを得ないが、なり手に余裕がある大きな自治会などでは定年制や任期、再任の上限回数等を設けるなどにより、役員の構成年齢が偏らない工夫をする必要がある。女性の参加、情報共有、意思決定方法、若者層の参画などについては省略。

(3) 自治会非加入者との関係

非会員に対して行政が自治会入会の勧誘を行なうことはできないが、自治会においては積極的に行なうべきである。しかし、一人暮らしでほとんど自宅に帰らないアパートの住人や短期間だけ入居する方など、自治会に入会する積極的な理由が見出せない方もいることから、全世帯加入は特に市街地では非常に困難な状況にある。

2. 松阪市における新しい住民自治組織

2-1. 新しい組織の必要性(コミュニティ活性化提言書から)

(1) 松阪市において最も大きく、影響も大きい住民自治組織である任意団体の自治会は、そのエリアの全住民を代表する組織と言えない事が確認された。

その理由として

①自治会の持つ多様性(規模、歴史、組織内容)によって一律に考えることができないこと。

②自治会の加入率は100%はなく、また、自治会への参加、不参加は地域住民の自由意志によること。

(2) 包括的に地域を考えていくには、自治会だけでなく自治会以外の市民活動団体との連携の必要性があることも確認された。

(3) この包括性の問題と(1)の代表性の問題とを一定程度解決する中間組織が存在しないこと。

(4) 自治会や各市民活動団体の連携は今の自治会のエリアよりも広い範囲で行うべきものであること。

それは、行政の指導ではなく住民の自発的な参加によるものであることが望ましい。

2-2. 松阪市における新しい住民自治組織の方向(地域マネジメント答申書から)

(1) 新しい住民自治組織の姿

①設置の目的、②対象とする区域、③構成員、④住民自治組織 ア 委員(選任方法など、委員報酬など、代表者) イ 役割と業務 ウ 事務所(活動の拠点) エ 会議など オ 執行の体制 カ 財源 キ その他
⑤規約

(2) 推進方策など

①モデル事業方式の採用、②(仮称)コミュニティ協議会型からスタート、③地域へのPRなど、④行政の支援など ア 財政面 イ 情報面 ウ アドバイザーの派遣などの人材面 エ 区域についての調整 オ 条例化 ⑤行政分権の推進、⑥地域振興拠点への期待

以上

参考資2-3 佐倉市の地域コミュニティ(出張調査報告)

1. 佐倉市、流山市比較

	人口	面積	外国人	小学校数	中学校数	近年の合併自治会数	加入率
佐倉市	175,601	103.59	1,914	23	11	なし	約76%
流山市	158,426	35.28	1,658	15	8	なし	約74%

人口は、平成21年3月末日(流山市は4月1日)現在

流山市の外国人登録数は、両市の自治会関係データは、平成20年4月現在

2. ふるさとづくり協議会(以下、「協議会」という。)について

(1)協議会の設立の経緯・背景について

臼井地区は、町会長同士の横のつながりが比較的あった。

空き巣や子供への犯罪多発を受け、危機意識を持ち、防犯パトロールを開始。(平成15年)自治会有志による防犯パトロールは、町会を超えた横のつながりまではなかった。

まちづくり協議会の話があり、地区代表者会議の話し合いの結果及び市からの強い要請もあり臼井小学校区がモデル事業の対象となった。

佐倉市市民協働の推進に関する条例が、平成18年9月に決まり、翌1月から施行された。平成18年10月31日に準備会立ち上げし、翌年1月18日に設立総会。

(2)協議会の活動内容(財政面を含む)について

- ①防犯活動 子ども防犯教室、各町会の子ども見守りパトロール隊・防犯パトロール隊情報交換会、防犯の集い
- ②防災活動 地域防災対策プロジェクト(地域探査、防災講演会など)
- ③環境整備 休耕田利用による環境美化、印旛沼周辺クリーン作戦
- ④地域学習 昔の遊び体験教室、史跡めぐり、どんど焼き継承事業、歴史講座
- ⑤親睦 3世代交流フェスタ(地域・加盟団体、学校、全児童、保護者)
- ⑥その他 広報紙の発行、人材バンク、地域の課題発見活動
各自治会や各団体の行事を広報紙で地域全体に知らせている。

財政面(運営資金) 佐倉市からの補助金(約89万円)と協議会参加団体からの会費による。

(3)協議会を具体的にどのように立ち上げをしたかについて

- ①どこの小学校区でモデル事業を実施するか検討(地区代表者連絡協議会)
- ②臼井小学校区の自治会長、町内会長、区長に市民協働・モデル事業を説明
- ③臼井小学校区で活動する諸団体(高齢者クラブ、地区社協、民生委員、青少年団体、NPOに市民協働、モデル事業を説明)
- ④臼井小学校区内の自治会など及び地域諸団体により構成した準備委員会の結成と委員会での協議(規約、構成、事業計画、予算など)
- ⑤臼井ふるさとづくり協議会設立総会(規約、役員、事業計画など承認)
- ⑥臼井ふるさとづくり協議会による事業展開

(4)協議会設置に伴うメリット、デメリット(設置より地域コミュニティはどのように変化したか)

メリット:横の連携で活動ができた。

各種団体についても、役割の違いや設立された経緯や、事業実施に当たっての手段・方法も違うが、目的は、「地域住民のためになること」であることには変わらない。その視点を生かして、単体で行うよりも、複数の団体が協働して行った方がよいもの、縦割りよりも横割りのほうが住民にとって効果があるものもある。

デメリット:特定個人の負担大

(5)協議会の構成メンバーについて

自治会、学校、PTA、民生委員など、地区社協、高齢者クラブ、NPO、ボランティア団体、青少年住民会議、商店会、事業者、消防団などの公共的団体その他

「自治会、町内会を基盤」となっているが、現実はその建前上はNPOなどと対等では?

→ 現在はNPOの参加はないか、少ない。これからか?

(6) 協議会の組織

総会が最高機関で、その下に、委員会、役員会、事務局、各部会があり、ふるさとづくり協議会協力員が支えている。

委員会構成は、自治会、町内から各2名、諸団体などからも各2名となり、臼井ふるさとづくり協議会では34名である。諸団体などには公募住民も含まれる。

部会の例として、臼井ふるさと協議会では、広報部会、防犯部会、防災部会、文化体育部会、事業部会がある。福祉部会はまだ。事業部会では、地域の課題発見活動などを行っている。

ふるさとづくり協議会協力員は人材登録メンバーなど延べ130人いる。

(7) 協議会運営上の地区社協との関係

臼井ふるさとづくり協議会では、事務局長が地区社協の会長であり、連携はうまくいっていると考えられる。実際の活動面では、福祉部会設置の時点で、地区社協がその部会の中心となって活動する予定。

(8) その他

① 準備会から設立総会まで2.5ヶ月と短期間であり、毎日議論をした。

② モデル対象地区は、結果的に行政からのお願いで決まった部分が多い。従って、モデル事業は1小学校区だけになったと思われる。

③ 協議会の立ち上がり状況 3小学校区

④ 協議会の対象地域は小学校区のみ? → 原則、小学校区

⑤ 協議会事務所は小学校とあるが、空き教室利用?

→ 小学校は名義上、実際は公民館などを利用

⑥ 税の一部を地域に還元とあるが、具体化? → 具体化時期は不明

その時の条件は? 自治会の2/3以上加盟? 現時点での条件は、2/3以上

⑦ 地域の課題解決に向けた計画づくりが期待されているが、地域で作成した計画を行政はどう受け止めているのか? 総合計画に反映させているのか?

→ 行政考えなし

⑧ 行政として、協議会に期待する役割

イ) 地域における共通の諸問題・課題の把握、問題解決策の検討

ロ) 地域における暮らしや生活充実のための活動の実践

ハ) 地域住民に対する広報

ニ) 地域団体相互の情報共有、連携、協力関係の推進

3. 連絡長制度の廃止

連絡長(流山市の行政連絡員に相当)の業務を自治会、町内会へ委託することにより、連絡長制度を廃止。

自治会、町内会長が市政協力員として任命された。

以上

コミュニティ状況比較(福岡市、宝塚市、松阪市、池田市、佐倉市、流山市)

	福岡市	宝塚市	松阪市	池田市	佐倉市	流山市	
基本情報	人口(2009-7-1)	1,447,932	226,723	171,437	103,872	175,766	158,989
	面積	341.1	101.9	623.8	22.1	103.6	35.3
	小学校数	147	17	43	11	23	15
	市制	明治22年	昭和29年	昭和8年	昭和14年	昭和29年	昭和42年
	近年の合併	なし	なし	平成17年1月1日	なし	なし	なし
	自治基本条例名(施行日)	なし	まちづくり基本条例、市民参加条例	審議会で検討中(答申、平成21年度中?)	みんなでつくるまちの基本条例(平成18年 4月 1日)	佐倉市市民協働の推進に関する条例(平成19年1月施行)	流山市自治基本条例(平成21年4月1日施行)
	同上所管部署	—	企画財務部 政策室 政策推進課	総合政策部まちづくり推進課	総合政策部政策推進課	市民部自治人権推進課	企画財務部企画政策課
	基本方針と発表年月日	「コミュニティの自律経営」	コミュニティ行政の基本的考え方	「地域マネジメント」による地域づくり:地域マネジメント構築検討審議会平成16年3月答申	地域分権の推進に関する条例平成19年6月	市民協働の推進に関する条例(平成19年1月)	コミュニティ審議会答申(平成19年10月)
地域分権	校区分権を目指す	校区分権	推進中	推進中	まだでは?	考えなし	
地域コミュニティ(自治)組織	まち協名称	自治協議会	××まちづくり協議会など	××住民協議会、××まち(又はむら)づくり協議会・××を考える会など名称はまちまち	××地域コミュニティ推進協議会	××ふるさとづくり協議会、××地域まちづくり協議会など	××地域まちづくり協議会
	第1号設立年月	平成16年3月?	平成3年9月	平成18年7月	平成19年9月	平成19年1月	モデル地域、平成22年度目標
	設置数	144	20	現時点10(近々+1)	現時点11(全小学校区)	3	最終15
	立ち上がり方	平成16年4月1日に53校区届出、平成16年10月末に117校区	平成11年7月までに順次立ち上がる。	平成18年度、3協議会 平成19年度、4協議会 平成20年度、3協議会(旧松阪市3、旧三雲町0、旧嬉野町1、旧飯南町2、旧飯高町4(全地域))	平成19年9月～10月の2ヶ月で全11小学校区で設立	それぞれ、平成19年1月、平成20年5月、平成20年8月に設立	モデル事業から開始の方向
	まち協地域範囲	小学校区	概ね小学校区	概ね小学校区	小学校区	原則、小学校区	原則小学校区
	市の認定	区長が認定、登録	行政の基本的考え方での認知	地域代表組織として市が認定	地域代表組織として市が認定	市長が協議会を認証	特になし
	まち協の根拠	要綱にあり、条例はなし	例規集には見当たらず	規則にあり、条例は特になし	地域分権条例に明記	市民協働の推進に関する条例に明記	答申では、コミュニティ条例予定
	構成員	自治会、必須団体、その他の団体	区域内自治会及び各種 団体、行政団体より推薦されたもの	自治会、NPO、公民館、福祉会、学校、事業所など	個人が協議会の会員	自治会、NPO、地区社協、住民、学校、公共的団体など	自治会、NPO、個人、他団体、(地区社協)
	活動拠点	公民館	コミュニティセンターなど	地区市民センター	コミュニティセンターなど	公民館など	公共施設
	資金源	補助金、自治連合会等からの助成金、自主財源など	市補助金、会費・参加費、団体負担金、寄付金など	市助成金、自治会連合会から、会費、寄付金	予算提案権により計上された市の予算	市からの補助金、会費	市からの交付金、会費その他
	主要活動	まちづくり、コミュニティ活動、住民自治活動→高齢者福祉、防災、防災、環境など	地域ごとのまちづくり計画、地域福祉、環境、親睦、防災、健康、学習など	まちづくり、コミュニティ活動	地域内の共通課題の解決のための予算提案権の行使、事業結果評価	防犯・防災活動、環境整備、地域学習、親睦など	ふれあい、地域課題解決(実行も)
所管部署	市民局コミュニティ推進課	企画経営部 政策室 市民協働推進課	総合政策部まちづくり推進課	総合政策部政策推進課	市民部自治人権推進課	市民生活部コミュニティ課	
支援体制など	行政の姿勢	支援はしても介入はしない、支援体制の充実(地域支援部、校区担当職員配置)	市民主体を尊重しつつ、住民活動の施設整備や活動助成金で支援	提案説明後は地域での自主的な立ち上がり待つ。出前講座などの支援はしっかり実施。	提案説明、準備委員公募後は見守る	情報提供・資料作成など準備段階の支援、設立後の財政支援	地域の自発的立ち上げを待つ
	まち協設立前後支援組織	行政(区役所に地域支援部など)	行政(市長のアピール集会、職員の校区支援)	行政(まちづくり推進課)	行政(ボランティア職員など配置)	行政	全市コミュニティ推進会議(市民主体、行政参加)
	人材教育	現在は、フォーラム、講座、研修会など	不明、実施しなかった?	講演会・ワークショップなど実施	特に実施せず	特に実施せず	重要視、平成20年度リーダー研修から実施
既存団体その他	自治会数	2,269自治会	275自治会	436自治会	123自治会	245自治会	170自治会
	世帯加入率	約70%	約70%	約90%	約40%	約76%	約74%
	連合自治会	自治会連合会 144存在	全市十地区ごと7	全市十エリア別(全市)	エリア別も存在	12の連合協議会	エリア別も存在
	自治会所管部署	市民局コミュニティ推進部 コミュニティ推進課	企画経営部 政策室 市民協働推進課	総合政策部まちづくり推進課	市民生活部市民生活課	市民部自治人権推進課	市民生活部コミュニティ課
	NPO等所管部署	同上同上市民公益活動推進課	同上	同上	総合政策部政策推進課	同上	同上
	社協との関係	自治協議会へ参加の校区社協も存在	協議会には参加せず。社協が協議会の福祉活動支援	福祉会参加のケースもある	中学校区のため連携不明	協働(部会の主体)の方向	連携、協働
モデル事業方式	実施せず	実施せずと推定	実施せず	実施せず	1小学校区で実施	予定	

参考資料3 全市コミュニティ推進委員会規則(案)

流山市全市コミュニティ推進委員会設置規則

(設置目的)

第 1 条 流山市全域のコミュニティ形成を通し、市民連帯意識を醸成し、豊かで安心安全な地域社会を創造することを目指して、全市的かつ組織的なコミュニティ活動、施策の推進を図るため、流山市全市コミュニティ推進委員会(以下、「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、コミュニティ審議会の答申(平成19年10月)及び建議(平成21年10月)に従い、次の各号に掲げる事務を、年次計画を設け漸次行う。

- (1) コミュニティに関する調査、情報収集及び啓発活動並びに交流会に関すること。
- (2) 地域まちづくり協議会(モデル事業をふくむ)設立に係わる支援に関すること。
- (3) コミュニティ関連人材育成に関すること。
- (4) コミュニティ条例(案)の策定に関すること。
- (5) コミュニティ施設整備計画(案)、コミュニティ活動推進計画(案)の策定に関すること。
- (6) 全市コミュニティ推進に係わる連絡調整に関すること。
- (7) その他、コミュニティ形成に必要と認められるもの。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) コミュニティ活動実践者 (条件を設けて公募する)
- (3) 市の担当部課長

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総括し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故または欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進委員会の会議(以下、「会議」という。)は、委員長が必要に応じ召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

3 委員会は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議の議長は、傍聴を申し出た者に対し、許可することができる。

(部会)

第 6 条 推進委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。なお、詳細は別に定める。

(委員の処遇)

第 7 条 委員の報酬は、流山市非常勤特別職職員に準じて、処遇する。

(庶務)

第 8 条 推進委員会の庶務は、当面コミュニティ課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(第6条の付則)

推進委員会は、その時期に応じ、必要に応じて、実践的部会を設けることができる。この実践的部会の委員はそれぞれ公募による。

想定される実践的部会は

「企画・総務部会」、「広報・啓発部会」、「地域協議会推進部会」、「条例案作成部会」、
「活動計画作成・推進部会」、「研修部会」

なお、運営委員会的な機能をもつ「企画・総務部会」は、推進委員会が担当する。

以上

参考資料4 コミュニティに関する論文、情報

資料1: 流山市の地域コミュニティの現状(玉野教授の論文から考える)

「都市問題研究」平成20年5月号掲載の玉野教授の「地域コミュニティの多様な現実」を参考に、流山市の現状を考える。

1. なぜ地域コミュニティへの注目が集まっているのか

玉野教授によれば、概略2つの流れが存在と考えている。

①地方分権改革による行財政的な必要と市町村合併に伴う自治の単位の見直しに促されたもの。

それぞれの活動や団体に別々に支給していた補助金を統合し、地域ごと一律配分して効率的に活用

足りないところの肩代わりを地域コミュニティの自助的な活動に期待せざるを得なくなった。

権限の移譲とともに進められた大規模な市町村合併は、むしろ身近な自治の単位を失わせることになり、改めて自治体内分権として地域コミュニティの再編が求められるようになった。地方自治法の改正による地域自治区などの制度が後押ししている。

②日本社会全体のまとまりや日本人の規範意識に関する漠然とした危機感の広がりからくるもの。

(もう一度地域コミュニティにおける社会的なつながりの見直しが必要との考え)

日本の都市がかってのような高いレベルの治安を維持できなくなったとの認識

他の論文でも同様の指摘が多い。

流山市の場合 ①より②によると考える。

①は行政に確認する必要があるが、市町村合併とは無縁であるし、補助金の統合も表には出ていない。肩代わりの考えはあるかもしれない。

平成19年答申では、地域自治的な地域での自律的に課題解決を図るレベルを高めることが強調されている。

2. 地域コミュニティの現実

玉野教授によれば、具体的な地域の現実はかなり多様であり、一律に論じることは不可能に近く地域コミュニティを精密にみていく必要があるとしている。

→ まったくその通りであると思う。上記の答申においても、流山市でも多様な地域コミュニティの存在を認め、その前提の基で、地域が自律的に決め、行動していくことが前面に出されている。ただ、多様な現実のなかにも共通的な要素(これを、コミュニティミニマムと呼ぶ。)があり、これをベースに多様な地域コミュニティが存在するとの考えもある。「コミュニティミニマム」とは、下記。

玉野教授は、都市における地域コミュニティに限定して、以下、分類・整理を行っている。

都市一地区分類				今後の課題	将来的な方策
大都市地域	都心中枢地区	都心のビジネス街	特殊課題地区		
	都心商業地区	繁華街	特別困難地区		
	都心困難地区	寄せ場などのスラムを含む	特別困難地区		
	インナーエリア地区	住商工混在	一般居住地区	地域の荒廃や再開発→発展地区と同様	
	郊外成熟地区	比較的開発が早かった	一般居住地区	住民の高齢化→活動の担い手の維持	新住民を既存組織崩壊しない程度持続的に受入 既存の活動・組織を外部の援助で維持
	郊外困難地区	人口の再生産が困難	特別困難地区		
地方都市	郊外発展地区	現在開発中	一般居住地区	新旧住民の対立、乱開発 →住民活動と組織のあり方の新旧の関係	人口流入制御し自然な形で調整 又は、新旧住民の世界の分離を認め別々に援助
	中心市街地	衰退を懸念	特殊課題地区		
	成熟市街地	高齢化が進行	一般居住地区	住民の高齢化→活動の担い手の維持	新住民を既存組織崩壊しない程度持続的に受入 既存の活動・組織を外部の援助で維持
	郊外困難地区	人口の再生産が困難不可能に	特別困難地区		
				新旧住民の対立 乱開発 →住民活動	

特殊課題地区とは、一般的なコミュニティとは少し異なった課題を抱えている地域コミュニティをいう。
 一般居住地区とは、一般的な居住区として、それなりに安定的な人口を保持している地域コミュニティをいう。

項目1に関しては、「一般居住地区」を念頭においていると玉野教授は言う。住民のボランティアな活動に期待する地域は、ある程度成熟した住宅地とも言う。

→ まだ問題の顕在化していない「一般居住地区」が今後深刻な状況に陥らないように、予防的な組織が必要であり求められている。

まとめとして

1) 補助金を統合して、その活用を地域に任せることで、より自治的で効率的な運営を模索する方策は、ある程度の力をたくわえた「一般居住地区」が対象である。

深刻な困難を抱えた地域コミュニティは対象外(一律に援助の引き上げなど)である。 下線部は、地域協議会設置により実現できるのでは？

2) 個々の地域の課題と支援のあり方の検討が必要。

人口の流入を規定する都市政策や住宅政策の有り様、新旧住民の活動と組織の有り様、外部からの自発的な援助を期待しうる独自の地域的な資産や遺産について

今後、地域自らがその内部にある住宅や事業所の更新や開発に関する意思決定を担っていくことが求められる。

このためには、自治的な政策決定の単位を国家や自治体が認めることを意味せざるを得ないと、玉野教授は結語している。

参考) コミュニティモデルとして考慮すべき地域特性など

平成19年答申の検討時に、流山市でも全市一律で地域コミュニティを考えるのではなく、地域地域の特徴を踏まえた地域コミュニティのあり方を考えるべきとしていた。

住宅地中心型	戸建て中心	低層住居専用地域
	団地型(これから発展と老年期)	
	アパートマンション型	中高層住居専用地域
農村中心型		市街化調整区域など
商業施設中心型	駅前商店街(おおたかの森駅)	商業地域
工業施設中心型	工業団地	工業地域、工業専用地域
混在型	農村・住居	準住居地域？
	商業・住居	近隣商業地域？
	工業・住居	準工業地域？

団地型に限らず、どのモデルも年月の変化での空洞化などの要素も考慮すべきではないか？

→ ライフサイクルという視点でコミュニティの変化も含めて考えることも大事である。

参考) コミュニティミニマムとは

地域社会で高齢者も障害者も健常者も外国人も、すべての住民が快適な生活環境を享受できるようにするためには、その地域社会で、最低限ユニバーサルデザイン化(あるいはバリアフリー化)されていなければならない客観的な基準を設定すべきもの。活動としては、親睦・交流、生活環境維持が最低限の活動ではないか？

1. 地域コミュニティ協議会組織の必要性

* 自治会などの地域団体は、高齢化し、活動そのもも衰退してきている。名目的な会員数だけはい多いものの、実質的には少数の役員だけによって支えられている地域団体が多く見受けられる。

* 地域社会は、コミュニティ型集団(自治会など)、コミュニティ系集団(老人会、子供会、消防団、地区社協、PTA、日赤奉仕団など)、アソシエーション型集団(NPOなど市民活動団体など)の三層で実質的には成り立っている。これらに散在している人材とその活力を集合し、さらに行政機構別の縦割りに分散している課題を立体的に再集積する作業がまず必要である。まずは、分散している課題、エネルギー、人材の集積を求め、そのコミュニケーションの確立と課題の共有化を図るべきである。

* 最初は団体間のいろいろな違いを互いに意識しながら、同質性集団だけでは、地域社会が抱えている諸課題の複合性には対処できない、という事実を理解し共有しあう。

* 都市計画や総合的なまちづくり、大災害時の緊急対応、一人暮らしの高齢者の見守りなどでは、専門性も必要となってくる。単独団体では対応不可能ではないか？それらの課題をすべて、自治会などが担うべき課題として済ませるには、すでに自治会などは疲労し弱体化しているのではないか？住民自治協議会の形成を円卓会議から取り掛かるのは、課題の立体性を理解し、取り組みを共同化する方向へ、地域社会の貴重なエネルギーを再結集することになり、上記各種集団の相互理解とコミュニケーション、連携が必要となってくる。

* 住民による「まちづくり」を新たな「住民自治協議会」の担うべき課題である。「まちづくり」とは、ハードウェア(都市インフラ、施設など)、ソフトウェア(ルール、仕組み)やヒューマンウェア(各種団体の人材)にわたる社会資本形成の営みである。

* 「まち」が抱える課題は、実に多様に存在し、また相互に関連しあっている。

* 地域社会が課題別縦割り型の住民組織を多数抱え、地域人材を非効率に投入している状態を見直さなくてはならない。「住民自治協議会」システムは、この非効率性を克服しようとする総合型システムでもある。

中川教授の見解から、流山市の「地域まちづくり協議会」の必要性を考えると、新しい組織(地域まちづくり協議会)でないと以下の対応、解決が困難と考える。

- ①専門性が要求される複雑な課題への対応
- ②相互に絡み合っている複合的な課題への対応
- ③境界領域を含め広域で対応すべき課題への対応
- ④地域に分散している人材、パワーの結集、効率的運用
- ⑤縦割り行政への対応(双方の窓口一本化)
- ⑥長期的総合的なその地域のまちづくり計画の立案、実行
更に、地域及び地域課題の多様性への対応

2. 「地域まちづくり協議会」と自治会などとの関係

自治会は、任意設置、任意加入であるから公益的団体より共益的団体と考えた方が妥当である。

住民自治協議会は、当該地域住民全員が構成員であり、任意設置の団体ではない。自治会が果している役割や地域事情を無視して「住民自治協議会」を構成、運営することは適切ではない。むしろ、総合的な課題に対処している自治会などの地縁団体を住民自治協議会の有力な構成団体として、位置づけ、その協力を仰ぐことが現実的であろう。各分野別の構成団体は洩れ落ちることなく網羅し、コミュニティ系とアソシエーション系の二通りの団体多数の協働関係があつてこそ新しい時代のコミュニティ形成が可能となる。

* 既存の自治会を無視した独立の新たな地域コミュニティ組織の設立は目指さない。 いわんや、既存の自治会の機能を統合(解体につながる)した組織化はとらない。

* 流山市の現状においては、しっかりした自治会或は自治会連合が有力メンバーとなって、推進を図っていくものと期待される。但し、ある会議の様子から見ると有力メンバーのキーマンが、新しいリーダー像とほど遠い面も感じられるので、意識改革を促す必要がある。

* 設立の推進母体は地域の実情に任されるべきで、自治会等とは異なり地区社協やNPO団体が、主導することもありうる。

* 各種団体は地域まちづくり協議会のすべての活動に一律に参加する義務は無く、必要に応じて参加する「アラカルト方式」又「カフェテリア方式」のやり方とすべきである。

こうすれば、小さな自治会も関係する課題にだけ参加すれば良く、これにより少し余力が出れば新しい分野に挑戦できると思われる。

資料3: 元気なコミュニティ、自治会とは

鳥越教授の見解(「サザエさん」的コミュニティの法則から)

元気なコミュニティの法則として、以下の5つをあげている。

- ①親戚のような他人がいる
- ②ちょっとした親切に出会う
- ③子どもと大人とお年寄りが交流している
- ④独自の文化を持っている
- ⑤みんなが楽しめる活動がある

又、自治会の特徴は、以下の4つという。

- ①明確な境界を持っている
- ②構成単位が「家」である
- ③入会が半自動的である
- ④地域における正統な代表である

現在は、自治会の地理的範囲を越える自治会より大きなコミュニティが注目されつつあるが、最も中心的なコミュニティとして現在も自治会が存在している事実は否定できない。

今、コミュニティが注目されている3つの理由は、

- ①構造改革としての市町村合併の弊害への対策
- ②住民サービスの質が問われることにより地方自治体が住民との協力(参画と協働)重視へ
- ③住民意識の変化(高まる地域への問題意識)

上記の資料1でも同様の見解

最近の傾向として、コミュニティは連携型に。複数の自治会といくつかの地域組織(子ども会、老人会など)をまとめて小学校区でつくる「まちづくり協議会」がその例である。

住民同士、又は住民と行政が連携してまちづくりを行っていくには、小学校区ぐらいの大きさのコミュニティがちょうどよいようである。

「まちづくり協議会」は、単に既存組織の連合体が協議をするというよりも、既存の組織の参加と協力を仰ぎながら、「協議会として独自の活動」をするようになってきた。

この連携型コミュニティである「まちづくり協議会」は、機能的に少しずつ地域を基盤としたNPOの性格に近づきつつあるのが現状である。

→ これと似た議論「地縁団体のNPO化、NPOの地縁志向と地縁団体との関係強化」がされている。答申では、自治会などの地縁団体とNPOとの連携を強く謳った。又、立ち上げ時は協議から入り、成熟したら(直ぐにできるならそれも可)独自の活動に向かう。地域まちづくり協議会がNPO化するとの見解は、良く吟味する必要がある。

資料4:住民主導による地域を代表する新しいコミュニティ組織づくり

参考事例 神戸市西区竹の台小学校区(木原勝彬氏の「自治会再構築とコミュニティ再生」から)

この小学校区は、
自治会 8 マンション管理組合 12 テーマ型コミュニティ組織 19 NPO 3 計 42 の団体から構成される。

立ち上げ方

1. 第1ステップ 自治会とテーマ型団体間の連携

- (1)円卓会議の開催による地域の課題共有
- (2)重複する会議、行事などの調整
- (3)地域総合誌の発行

2. 第2ステップ 地域住民組織とNPOの相互理解

- (1)福祉や子育てなどの身近なテーマでの意見交換
- (2)人的交流
- (3)外部NPOの経験、知恵の導入

3. 第3ステップ 地域住民組織とNPOの協働

- (1)地域行事への企画段階からNPOの参加
- (2)補助金などの効果的使途の決定
- (3)共同でのコミュニティ・カルテ、地域計画などの作成
- (4)地域住民組織とNPOによる地域を代表する協議会組織(新たなコミュニティ組織)の創設の合意

4. 第4ステップ 新たなコミュニティ組織の創設

- (1)規約の作成
- (2)新たなコミュニティ組織と行政とのパートナーシップ協定などの協定・契約の締結



自治会(地域住民)が中心となって、地域の実態を踏まえ、地域の課題を克服しつつ、時間(約3年)をかけ、計画的、戦略的に構築していくことにより、強靱な住民自治力が育つものとされる。

資料5:地域コミュニティ 調布市の市民参加のまちづくり「地区協議会」(調布市ホームページから)

◆市民参加のまちづくり「地区協議会」とは…

市では、地域コミュニティを醸成する主要な取組として、「地域の課題は地域のみんなで考え、解決して行く」ことを目的にした新たなコミュニティ組織である地区協議会の設立を進めています。

地域の皆さんと市が共に考え、連携しながら魅力あるまちづくり活動を実践していくために、地域の皆さんにより自主的に組織された「地区協議会」の活動を積極的に支援するとともに、設立を推進しています。

地域の中には、自治会、子供会、民生委員、PTA、健全育成、学校開放、消防団、商店会、ボランティアサークルなど、多くの団体がそれぞれの目的に応じた活動を行っています。「地区協議会」は、それらの団体が連携し合いながら地域の課題や問題を地域の皆さんで解決していく協議会です。興味や関心があれば個人でも参加できます。

今後、市では「地区協議会」を20小学校区域に設立していきたいと考えています。

○「地区協議会」の趣旨

- (1) 市民が自主的に「地域のまちづくり」を実践する場です。
- (2) 地域の課題を話し合い、問題解決を図る場です。
- (3) 地域の皆さんの相互協力により、福祉の向上とコミュニティの形成を図るための多様な活動をする場です。
- (4) 地域のまちづくりの課題について協議し、市に提言する場です。

○「地区協議会」を設立するには

対象区域や組織の構成など、次に掲げる条件に該当するものについて、市長が認定することにより 設置することができます。

市は、認定した地区協議会の意見を尊重するとともに、その活動を積極的に支援します。

【対象区域】

おおむね小学校区域を基本としますが、柔軟に対応していきます。

【組織構成】

- (1) 主旨に賛同する市民や地域の団体の代表者や構成員などで組織します。
- (2) 同一人が他の地域の協議会と重複して参加することはできません。

【主な活動内容】

- (1) 住民や団体の交流を目的としたイベントの企画や協力、広報紙の発行など
- (2) クリーン作戦や街並みの保存など、住みよいまちづくりを目的とした環境づくり
- (3) 安全、安心なまちづくりを目指した防災訓練や防犯講習会、地域パトロールなどの実施
- (4) 高齢者、障害者、児童などへの福祉サービスを目的とした地域福祉活動
- (5) 地域住民の健全な心身づくりのためのスポーツ、レクリエーション活動
- (6) 住民の芸術、文化活動を通じてのまちづくりなど

○現在、活躍している地区協議会

平成21年4月現在で、次の9つの地区協議会が活動しています。

○いっしょうふれあいネットワーク(第一小学校学区)など、他は省略

◆地区協議会Q&A

○地区協議会設立の要件(1)～(4)の関

A 地区協が設立したからといって、既存の団体の肩代わりをするものではありません。つまり、地区協を構成している団体の事業は、これまでどおりその団体の事業であり、地区協を設立したからといって、自動的に地区協の事業になるわけではありません。地区協は、あくまでも各団体をつなぐネットワーク組織です。

Q 各団体のメリットはなんですか。

A 各団体が実施している事業を拡充したいような場合に地区協として連携、協力ができます。(地区協に参加している団体や住民が、それぞれの持ち味を生かして連携、協力するというイメージです。)

Q 地区協自体が中心となって事業を実施することはありますか。

A ケースによっては、個別の団体の事業で継続するよりも地区協として、取組んだほうが効果的、効率的な場合にはその団体が地区協に問題提起をし、地区協での実施を決定することは、地区協の性格上あり得ることです。また、どこの団体でも取組んでいない新たな地域の課題に対して、参加団体や住民が協議して取組む場合もあります。

Q 自治会等の役割は

A1 良好なコミュニティづくりのためには、なるべく面識がある地域社会(顔見知りを増やす。)にすることが大切であり、そのためには、地区協主体の事業であっても、自治会等の近隣組織との連携が重要となります。

A2 地区協は、原則小学校区エリアですが、いざという時には隣近所からということや隣近所の目が犯罪の防止につながることもあるので、自治会等の地縁組織との連携を進めていくことが必要です。

◆地区協議会設立の具体的なメリット

地区協のメリットは、個別の団体だけでは対応が困難な課題でも、それぞれの団体が連携、協力することで課題解決が可能となるケースもあります。

また、地域で解決したい課題があっても、どこへ相談や提案をしていいのかわからないまま時間が過ぎていく場合もあります。

このような場合でも、地区協が設立していれば、先ずはそこに問題提起ができます。地区協は、構成メンバーである団体や住民と協議をし、団体間の連携、協力で、可能であれば速やかに実施できます。また、地区協のみで解決困難な場合には、専門的な知識を持ったNPOやボランティア団体との連携や行政への提案、提言、協力要請も行うことができます。

例えば・・・

ケース1 個別自治会で防災訓練を実施しているが、もう少し大規模に実施したい。

○ 個別自治会から地区協に相談または提案

○ 実施主体は自治会とし、地区協は必要な調整を行う。

参加自治会を募ります。

参加自治会の役割分担を調整します。

参加自治会では手に余る部分を地区協が連携、協力していきます。

○ 地区協での協議をする中で、自治会事業としての実施が困難な場合は、地区協の合意のもと、地区協主体で行うことも可能です。

ケース2 変質者や不審者から子どもを守る取組をしたい。

○ 地区協への提案

○ 地区協で検討し、既存の団体(健全、PTAなど)で取り組み可能かどうかを検討し、関係団体と調整します。

○ 既存団体のみでは、対応困難と判断した場合には、地区協が連携、協力をします。

○ この場合も、ケースによって、既存団体事業に協力して実施する場合と地区協主体で実施する場合もあります。

ケース3 地域で盆踊り大会を実施したいが、自治会の役員も高齢化が進み、若者の協力も得られないので難しい。

○ 地区協に提案

○ 地区協で検討し、参加団体などを募りながら、経費や役割分担などを調整し実施の可能性を探ります。

○ 実施可能となったら、地区協は地域全体で盛り上がるような企画、運営で実施していきます。

事業案一覧

事業案番	事業名	事業内容	取組形態	実施主体	協力関係機関	実施時期 (目標年度)
1	地域まちづくり協議会交付金制度事業	地域まちづくり協議会への活動資金として最低年間50万円を交付する制度を創設する。	行政主体	コミュニティ課		平成23年度～
2	地域コミュニティ交付金制度事業	個人住民税の1%を地域協議会全体へ配分する制度を創設する。	行政主体	コミュニティ課		将来(平成28年度目標)
3	地域まちづくり協議会拠点事業	活動拠点を新設又は転用、家賃補助により確保する。	行政主体	コミュニティ課		平成23年度～
4	地域まちづくり協議会連合会補助事業	運営資金とし年額50万円の補助を行う。	行政主体	コミュニティ課		平成28年度～
5	全市コミュニティ推進委員会事業	推進委員会規則規定する事業を実施する。	行政	コミュニティ課		平成22年度～
6	地域まちづくり協議会モデル事業	先行的にモデル地区で地域協議会を立ち上げる。活動資金として50万円交付する交付金制度を含む。	市民と行政協働	全市推進委員会	コミュニティ課	平成22年度～24年度
7	「新しい地域コミュニティづくり構想」提案・広報事業	広報ながれやまに掲載、及び地域コミュニティ構想ダイジェスト版の配布(全世帯) 地域コミュニティ構想に対する市民・各種団体の理解を深めてもらうため、分かりやすく解説したダイジェスト版を作成する。ダイジェスト版は、全世帯、関係団体に配布するとともに、出前講座や説明会の資料としても活用する。講演会開催も。「めざす新しい地域コミュニティ」指針も作成する。	全市推進組織	全市推進委員会	コミュニティ課	掲載、作成・配布 平成22年度
8	「新しい地域コミュニティ構想を知る講座」開催事業	平成19年答申及び平成21年建議及び関連情報を網羅した講座を開催する。出前講座方式が望ましい。	市民と行政協働	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度～
9	地域まちづくり協議会の核育成事業	地域協議会設立の核となる団体を育成する。	全市推進組	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度～
10	地域円卓会議事業	小学校区単位で関係者(団体、個人)を集め、地域の諸問題について自由に意見交換する。	全市推進組織	全市推進委員会	コミュニティ課	平成22, 24, 26年度
11	「地域まちづくり出前講座」開催事業	円卓会議や自治会等へ要望に応じて、ガイドブックなどを参考に講座を出前する。	全市推進組織	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度～
12	ガイドブック「地域まちづくりのすすめ」の発行事業	地域協議会や自治会などが、まちづくりを進める上での参考書・ガイドブックを作成し、希望者に廉価で提供する。	市民主体	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度
13	自治会・NPOなど活性化事業	自治会単独、NPOなどとの交流会を開催する。	全市推進組	全市推進委員会	コミュニティ課	平成22年度～
14	地域コミュニティアドバイザー制度事業	地域協議会や自治会などの活動への助言、支援	全市推進組	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度～
15	コミュニティ人材成長支援事業	リーダー、現場人材に関する研修を主催する。	全市推進組	全市推進委員会	コミュニティ課	継続中
16	地域コミュニティに関する情報(市内外)の調査・収集・蓄積・公開事業	地域コミュニティ図書館的なものを整備し、市民に広く公開する。全市センターが望ましい。	全市推進組織	全市推進委員会	コミュニティ課	平成24年度
17	地域コミュニティ情報紙の発行・全戸配布事業	全市的な広報紙(年2回程度)、各地域協議会(随時)広報紙を発行し、参加意欲を高める。	全市推進組織	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度～
18	インターネット上のフォーラム開設事業	地域コミュニティ活動に関する意見交換、情報提供を行う場をインターネット上に開設する。SNSなど活用する。	全市推進組織	全市推進委員会	コミュニティ課	平成25年度
19	コミュニティ活動推進計画案作成事業	計画案を作成し、行政へ提案、各種計画へ反映させる。	全市推進組	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度～
20	コミュニティ条例案作成事業	コミュニティ条例の素案を公募市民等で作成し、行政へ提案する。類似条例で可も詳細はコミュニティ条例で。	全市推進組織	全市推進委員会	コミュニティ課	平成23年度

